

職場が変わるか

新しい品質管理・環境管理システムと 労働安全衛生を考える

中地重晴

環境監視研究所



テレビゲームには、年明けから「健康上の安全に関する注意」が表示された

はじめに

バブル経済の崩壊以後、長期化する不況はまだまだ底をついた感じがせず、先行きが見えません。人員整理や一時帰休などの厳しい対応をせまられている企業もあります。

その中で、産業界全体としては品質管理や製品安全について新しい動きができています。ひとつに

はEU(ヨーロッパ連合)への輸出向けの企業を中心に品質管理システムであるISO9000シリーズの認証取得が進んでいることです。第2には今年6月政権交代の綱引きの中、国会でようやく製造物責任(PL)法が成立したことです。PL法は来年7月から施行されます。さらには現在ISO(国際標準化機構)で規格化にむけ検討中のものに環境監査(環境管理監査システム)があります。この環境管理監査システムはすでにイギリスで導入され、EUで

はEC規則(Emas)化され95年4月から実施されることが決まっており、日本でも導入にむけた準備が進んでいます。

これらの事柄について耳慣れない読者も多いと思いますが、不況の中で各企業の体質、管理システムが変わろうとしていることは確かです。ただ、その動きがヨーロッパに引きずられて、日本が後手に回っています。とはいえ、この2、3年の間に品質管理、環境監査の2つのISO規格の認証を取得することが各企業で進むことは確実だろうと推測できます。たとえば、品質管理のISO9000シリーズの認証を受けた工場が日本国内で900を越えたといわれています。

「職場が変わる」なかで、労働安全衛生の立場で、品質管理や環境管理の新しい管理システムの導入という事態をどう評価するのか、またはどのように対応していくのかを考える必要があるという思いを筆者は強く感じています。

PL法、品質管理システム(ISO9000シリーズ)、環境管理監査システム(ISO14000シリーズ)のそれぞれの概要を説明するとともにこれらが職場に導入されたときの問題点や留意点について労働安全衛生との関係について考えていきたいと思います。

第1回として製造物責任法についてまとめてみました。

PL制度をめぐる世界の動き

製造物責任(Product Liability以下PLと略する場合もある)制度については世界的には1960年代から議論されてきました。アメリカ合衆国では1963年に初めて判例で製造者の無過失責任による製品の欠陥が認められました。日本と裁判制度が違いますが、現在では制度として各州法の中で定着しています。

ECにおいては85年各加盟国に対して3年以内に「欠陥製造物についての責任に関する法律」を制定することを求めたEC指令が出されました。それで、各国で「製造物責任特別法」が制定されました。さらにEC統合のために92年に「一般製品安全指令」が採択され、94年6月までにこれに従った形の国内法の整備が義務づけられ、現在作業中です。

日本においては75年に製造物責任研究会(四宮和夫座長)が「製造物責任法要綱試案」をまとめたが、産業界の猛烈な反対にあい、長い間制定に向けた議論が棚ざらしにされてきました。

しかし、80年代後半からEC指令に基づいてEC諸国が次々とPL法を立法化させる中で、日本は先進工業国においてPL法を制定していない唯一の国となり、世界から取り残される状況を迎えました。世界一の貿易大国となったにも関わらず、旧態然とした対応が続いたため、欧米向け輸出製品について製造物責任が問われ、新たな貿易障壁として取り上げられだし、国内でも90年代にわかにPL法制定にむけた議論が活発になりました。

たとえば、昭和電工がアメリカで健康食品の原材料として販売したL-トリプトファンで消費者から健康を損なったという訴訟があいつぎ、賠償金や訴訟費用として90年から総計1560億円の損失を計上している事件は有名です。

製品安全の問題でいえば、時期を同じくして品質管理システム及びその認証制度が国際標準化され、ISO9000シリーズとして制定されました。日本でもJISにそっくり移植され、公認認証制度も94年から実施されるようになりましたが、これもヨーロッパ向けの輸出に関しては一時取り組みが遅れたため、貿易障壁として問題になりました。

また、同じような考え方で企業の事業活動に対する環境管理システム及びそれを担保する環境監査制度の導入の動きがECやアメリカで活発になり、現在ISOのTC207で制度化にむけた検討作業が

行なわれています。さらに、この間日米経済構造問題協議やECとの対外経済関係において均衡した製造物責任制度の必要性が要求されてきている状況がありました。

PL法制化の経過

前項で述べたように世界の圧力をひしひしと感じる中で、90年12月総理大臣の諮問機関である第13次国民生活審議会の発足を機に消費政策部会で、緊急の課題である「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止、救済のあり方」を検討することになりました。前後して、90年には製造物責任法案要綱が公明党及び社会党からそれぞれ提案されました。また、日本私法学界報告者グループからは「製造物責任立法への提案」が提出されました。91年には東京弁護士会から製造物責任法試案が、日弁連から製造物責任法要綱が提出され、にわかにPL法制定にむけ、試案の検討と議論が活発化しました。

91年9月経済企画庁から委託された製造物責任研究会(加藤一郎座長)が諸外国の制度及び日本で政党や学者、弁護士会から提出されている試案を比較検討し、「製造物責任法の論点」としてとりまとめ、問題点を整理しつつ、制度化への検討が進められました。

92年11月国民生活審議会が13次答申をまとめ、製造物責任の対象製品を所管する各省庁(通産、運輸、厚生省など)に制度化にむけた検討を要請し、1年以内に各省庁の方で検討結果をとりまとめる作業を行ないました。今まで産業界の反対に合わせ、動きの鈍かった通産省も91年12月産業構造審議会総合製品安全部会で制度化を諮問し、重い腰をあげました。93年11月産業構造審議会総合製品安全部会は「事故防止及び被害救済のための総合的製品安全対策の在り方について」という報告書を取りまとめ、PL法制化を提言しました。通産省や厚生省などの

関係官庁の意見をもとに93年12月国民生活審議会は「製造物責任制度を中心に総合的な消費者の被害を防止、救済する施策を具体化すべき」という答申をまとめ報告しました。

これを受けて政府は経済企画庁を中心に法案作成の作業に入り、94年4月細川連立内閣で閣議決定し、春の通常国会に法案を提出しました。その後、社会党の連立離脱による、羽田内閣の成立、さらにその後の自社さきかけ連立村山内閣成立の混乱の中で、自民党が難色を示した血液製剤も含めるための修正案を付帯事項として可決成立しました。95年7月1日から施行される運びになりました。

日本でPL法制定の遅れた理由

日本において他の先進工業国と比較してここまですべてPL法制定が遅れた原因は産業界の強い反対があったからであるといわれています。通産省の産業構造審議会の報告書をもとに、その反対理由を簡単にまとめてみますと、

第1に、すでにある安全規制や救済制度で十分であるという考え方があります。たとえば、アメリカで製造物責任をめぐる訴訟例の多い自動車をとってみると、日本には世界に例のない厳しい車検制度があります。現行の車検制度によって自動車の運転時の性能や安全性が十分確保されているという意見が根強くありました。また、スモン訴訟やサリドマイド訴訟などを例にとって、医薬品による被害に関しては、現行の司法による救済制度(医薬品副作用被害救済制度)で十分であるとする考え方もだされてきました。

第2に、PL制度が導入されれば、アメリカのような乱訴社会になり、莫大な訴訟費用や損害賠償などの負担で企業の産業競争力が低下する恐れがあるという意見もありました。アメリカでは年間数十万から百万件の製造物の欠陥や事故に関するクレームがあるといわれています。連邦裁判所に提訴さ

れる製造物責任関係の訴訟は約2万件で、そのうち約60%がアスベストによるものだという報告があります。

先頃通産省が発表した消費生活用製品事故情報では92年度で約400件というデータがあります。日本ではまだまだ消費者の間に製造物責任という考え方が定着しておらず、事故が起きて泣き寝入りしているのではないかと思います。

第3に、PL法制定で悪質なクレームが増え企業活動に対するデメリットがあるという意見などがあげられています。

法制化された内容

本年6月日本において立法化されたPL法の条文は以下の通りです。

製造物責任法

(目的)

第1条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

1 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者(以下単に「製造業者」という。)

家電製品協会のガイドラインによる製品本体への警告表示の例



- 2 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示(以下「氏名等の表示」という。)をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者
- 3 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

(製造物責任)

第3条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第3項第2号若しくは第3号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

(免責事由)

第4条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

- 1 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。

2 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

(期間の制限)

第5条 第3条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から3年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年を経過したときも、同様とする。

2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

(民法の適用)

第6条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治29年法律第89号)の規定による。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、この法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

2 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「及び船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和50年法律第94号)」を「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和50年法律第94号)及び製造物責任法(平成6年法律第85号)」に改める。

PL法の問題点

製造物責任法の設立により、不十分ながらも製造

者に無過失責任を追わせることは、明治29年以來の民法709条による「過失」責任原則からの大転換とされています。

しかし条文を読む限り、内容的には製造者の無過失責任の範囲を狭く解釈し、本来PL法の目的である消費者保護の観点から抜け落ち、多くの問題点を含んでいると考えられます。それらの点についてまとめてみました。

「欠陥」の定義の狭さ

消費者保護の目的を前提とするならば、製造者の無過失責任を問う本来の製造物責任の考え方からは、製品を購入したり、使用した消費者が期待する製品であったかどうか、製品に消費者が期待する安全性が確保されていたかどうか、「欠陥」の定義になると思われます。しかし、第2条の定義では「欠陥」とは、『製造物の特性、その通常の使用形態、引渡し時期などの事情を考慮して、通常有すべき安全を欠いていること』とし、逆に「欠陥」の定義を明確にすることで欠陥の内容を狭め、本来必要な製造者の無過失責任性が薄らいでいます。

通常の使用形態や損害が発生するまでの期間を狭めることで、製品の使用範囲を逸脱した場合や誤使用などの場合の被害に対し、消費者の過失と相殺する立場をとりやすくしており、製造者に有利な定義であると思います。

欧米では製造物に添付する取扱説明書に詳しく説明していても、一般的に考えられ得る誤使用まで製造物責任の範囲であるという考え方をとっています。今後、実際の事例で判例を積み上げていかないとわかりません。

立証責任について

今回の答申では被害と被害原因との因果関係の立証については、第6条で民法の規定によると民法の適用を明確にしています。すなわち、現行の民事訴訟における手続きを踏まえることを前提として

おり、もし、製造物の欠陥によって事故や損害が発生した場合、欠陥の存在については被害者の側で製品の欠陥と被害との因果関係を立証するということになります。従来の過失責任の立証と全く同じ考え方に立っています。この点に関しては過去の薬害裁判、スモンやサリドマイド等の訴訟において、被害者の救済申し立てから判決確定までに相当長期間を要したことや因果関係に立証責任が被害者を苦しめたことは皆さんよく御存知だと思います。

また、製造者が企業秘密を盾に製造物に関する設計や製造方法などの情報を公開しない中で被害者側に立証責任を求めることは多大な負担になると考えられます。

薬害被害の場合、場合によっては動物実験を含めた原因究明を行わなければ、因果関係を立証することができません。被害者の側に欠陥の立証責任を負わせることは、多額の費用負担を強いることになり問題が残ります。現状でも企業秘密を理由に製品の原材料、製造方法などの情報が公開されないために、因果関係が立証できずに被害者の泣き寝入りになっている例は多くあります。

具体的にあった事例として、87年10月に噴霧式家庭用カビ取り剤「カビキラー」の使用によって気管支炎になった主婦がメーカーに対して約1300万円の損害賠償を求めて訴えた事件がありましたが、91年3月の東京地裁の判決は70万円(慰謝料60万円、弁護士費用10万円)の支払いを命じました。

判決の時点ではメーカーも吸入しないように泡状タイプに製品の使用を変更しているにも関わらず、被害者の主張は簡単には受け入れられず、小額の賠償しか認められませんでした。原告の主婦は噴霧式のカビキラーを吸入したことによって、慢性気管支炎になったことを立証するため、大学の研究者に動物実験を依頼し、その費用75万円を負担していますし、弁護士費用も5年間で7人の弁護士費用には全く足りません。現在の民事賠償訴訟に則って運営されるならば、製造物責任を問う訴訟がいかに被害

者に不利で負担が大きいかがわかると思います。

アメリカにおけるPL制度の場合は、訴訟になれば企業の側は欠陥があると訴えられた製品に関する情報をすべて開示、提供しなければいけないという訴訟手続きを踏むことになっています。多くの場合、製造物に関する情報の開示を嫌う企業は訴訟手続きに入る前に和解することが多く、訴訟に進むのは1割程度のわずかな例だけなのですが、詳しい事情が明らかにされていないので、乱訴社会というイメージだけが宣伝されているのが実情のようです。

日本の場合は結局被害者たる消費者に負担を強いるだけで、PL法が有効な救済策にならない可能性が強いと判断せざるを得ないと思います。

推定規定の欠如

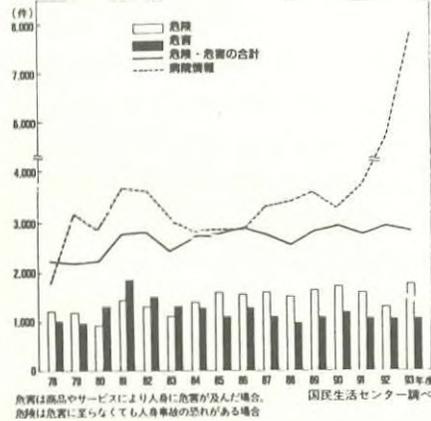
また、消費者保護を目的とするPL制度では、被害者救済の立場から製品の欠陥と被害との因果関係が明確に証明されなかった場合でも、その製品を使用することによって被害を受けたと考えることが妥当である場合は救済するという「推定規定」という考え方を採用している国はヨーロッパなどで多くあります。残念なことに、推定規定については、今回は取り入れられませんでした。因果関係の立証責任を従来通りの訴訟手続きで行なうという考え方では、被害者救済につながらず、産業界の主張が全面的にまかり通ったといわれてもしかたがないと思います。

開発危険の抗弁について

さらに、開発危険の抗弁が認められたことでその色彩はさらに濃くなっています。

開発危険の抗弁とは製品の開発段階で、欠陥を認識することができなかった場合発売後、欠陥が明らかになったとしても、企業の無過失責任を免責することです。第4条では「製造業者等が製造物を引き渡した時における科学または技術に関する知見によって、欠陥を認識することができなかったこと」と、

■ 消費生活センターに寄せられた危険・危害情報



開発危険の抗弁を認めています。開発危険の抗弁はEC指令やアメリカでは認めておらず、被害者救済の観点から大きく後退した内容になっています。

また、製造者が認識する科学的および技術に関する知見とは何かということが、詳しく定義されていないため、今後具体的な事例では争点になると思います。

製造物の範囲

製造物の範囲についても未加工農産物の定義と欠陥の関係があいまいです。

たとえば、最近スーパーや百貨店などで鮮度保持の薬剤を魚に塗布したり、野菜についても次亜塩素酸などで殺菌処理するなどの手が加えられており、どこまでが未加工なのかがあいまいです。また、牛、豚の飼育に成長促進のためのホルモン剤や抗生物質が使われており、輸入した食肉中に日本では使用禁止になっている物質の残留が確認された事例もあり、問題を抱えています。また、昨年の大凶作で米不足をきたし、米の輸入が行なわれるようになりましたが、米をはじめ輸入農産物に残留している農薬について、日本で使用禁止されているものや残留農薬基準を越えて輸入されたものの取り扱いについては今後問題が残ると思います。零細な農家に無過失責任を追わせることは適切でないという意見

も大切だと思いますが、日本の農業を守り、食の安全性を確保するためには逆に農産物にもPL制度を適用すべきであると考えます。なお、ECやアメリカでは農産物も製造物の範囲に入れる考えが大勢を占めているのが現状であることを強調しておきます。

また、今までの議論で、問題になっていたエネルギーについて、特に電気などの無形物を入れるかどうかについては除外されていますが、今回のような狭い欠陥の定義では特に問題となることはないので、動産という形態にとらわれず、電気や情報、ソフトウェアなども制度の中に取り入れるべきであると思います。

責任期間について

製造物責任を問う責任期間については製品の寿命などを考えて、製品を引き渡した時から10年という期間を区切ることにしています。それを越えた場合は免責されます。しかし、発がん物質の場合、使用した期間よりも潜伏期間の長い場合が普通であり、救済対象にならない場合がでてくると思います。たとえば、アスベストによる肺がんや悪性中皮腫の潜伏期間は15～30年といわれています。長い潜伏期間を有する場合は健康を害し症状が現われる損害については、その損害が生じたときから起算するとありますが、被害者に損害の立証責任を負わせている以上、潜伏期間と健康障害の関係を被害者が明確にすることは、通常の場合困難であり、健康被害が発現する時には救済されない恐れがあるのではないかと危惧する次第です。

法制度上有限期間を設けるのであれば、20～30年、とか人の一生という程度の長期にすべきではないでしょうか。

企業の製造物責任対策について

それでは今後各企業が取り組まざるを得なくな

った製造物責任対策について、どんなものがあるのかまとめてみます。

まず、基本は製造物責任防止または予防対策ですが、簡単に言ってPLを問われるような製造物に欠陥が生じないよう、設計、製造、流通の各段階での品質管理や検査体制を厳しくすることです。

たとえば、ISO9000シリーズの認証を取得することによって、日常的な品質管理を強化し、製造の手順や品質管理、検査結果などを記録し、製造時に欠陥が生じていないことを証明する記録として残していくことも重要になってきます。すなわち、日常的な製品安全推進システムを整えることが必要になってくるといえます。

さらに、設計段階で有害化学物質の使用や事故が起こさないような対策を十分に考慮することも重要になってくるでしょう。

また、今までもおそかにされてきがちだった製品についての警告表示や取扱説明書についてはわかりやすくかつ、詳しく作ることも必要になります。使用中の事故と製造物責任の関係を問われた際には、いかにていねいに使用者に説明や注意を与えているかが争点になるからです。

たとえば、以前欧米向けの任天堂のファミコンソフトに、長時間熱中して使用するとてんかん様の発作を起こす恐れがあると注意書きがつけられていたにもかかわらず、国内向けの物には何も書いていないということが問題になりましたが、これからは日本でもPL法によって、製品についての詳しい注意書きが必要になると思います。

同じことはパソコンの使用方法にも長時間連続して使用すれば健康を損なうこと(頸肩腕障害や視力障害の恐れなど)を明記したり、使用方法としては一連続60分、休憩を必ずとるなど労働省などの使用ガイドラインに従うなどの説明を入れるなどの対策の必要性が出てくると思います。

また最近の事例では、今年8月大阪ガスが家庭用の小型ガス湯沸器の旧型タイプを不完全燃焼して、

一酸化炭素中毒の恐れがあるとして約50万台回収すると発表しましたが、これは今までは湯沸器の使用時は必ず窓を開けるなどの換気を行なうように表示する程度です。ただ、これからは窓を閉め切った状態で使用する程度の軽微な誤使用では一酸化炭素中毒が発生すれば製造物責任を問われるという判断からあえてすでに新型機種も販売しているにも関わらず、リコールの手段をとったと推測できます。

次に企業の製造物責任対策としては製造物責任(PL)保険や、製造物回収責任(リコール)保険への加入があります。こちらの方はすでに多くの企業が取り組んでいますが、もし欠陥を理由に訴訟された場合の訴訟費用や賠償費用について、回収(リコール)などに備えて、あらかじめ保険に加入して備えようというものです。

総合的な製品安全体制の確立を

今回の製造物責任法の成立は欠陥概念による無過失責任の導入という民事責任の大転換に注目が集まっていますが、付帯決議によって、訴訟以外の製造物責任の紛争解決制度について決議されています。

今まで製品の欠陥等により事故が生じた場合、その原因などについては、国にあっては国民生活センターや各都道府県の消費生活センターなどの公的な機関で原因究明や商品テストが行なわれてきました。今回それらの機関の能力の拡充や整備の重要性などが指摘されています。今まで製品開発には熱心でしたが、欠陥の原因究明には国、企業どこでも力を入れてこなかったのは否めない事実だと思います。国や地方自治体による原因究明や製品安全に関する情報収集のための試験研究機関の早急な拡充が必要だと思います。

しかし、家庭製品についても技術が高度化し、家電製品にもマイコン装備が進みLSI組み込み

よる製品のブラックボックス化が進んでいる中で、製品に事故が起きた場合の原因究明は容易ではありません。

製造者からの設計、原材料、製造に関する情報が公開されない限り、発生した事故の原因究明には相当な時間と経費が必要となります。公的な研究機関でもかなりの能力が要求されるでしょう。これらの証明責任を被害者である消費者に負わせることは大きな負担になると考えられます。

この点、製造者の無過失責任を明確にするためにも、事故発生時の原因究明を容易にするためにも製品安全に関する情報の公開を製造者に義務づけるような制度化が重要であると考えます。

また、アメリカではラルフネーダー氏とコンシューマーズユニオンが呼びかけて作った自動車安全センター(CAS)という市民団体があります。消費者や弁護士による約1万5千人の会員がいる組織です。すでに設立20年以上の歴史があります。ここでは自動車の製造物責任や安全性についての情報を収集し、自動車メーカーに欠陥車の回収(リコール)を要求したり、わずか100ドルでエアバッグを装備できるという内部情報を公開したり、政府に自動車の安全基準の強化を求めるなどの消費の権利保護や被害者救済のための活動を行なっています。

日本でも今後は消費者保護のために製造物の欠陥の有無について研究したり、事故情報を収集するような市民のための研究機関や組織が必要になってくるのではないかと思います。

人間工学的立場から

製造物責任を問われるような製品事故を未然に防ぐためには人間工学的視点から、設計や製造時に工夫する必要があります。安全装置による事故というものもあります。自動車事故で人身事故を防ぐために、シートベルトの着用が義務づけられています。後部座席のシートのような腹部に1本で止め

るベルトは、逆に事故時に腹部を圧迫し、内臓破裂を起こす恐れがあり、肩と腹部で止める3点式のシートベルトにアメリカでは代えられました。また、シートベルトの着用率が低いということで、座席につけば、自動的にモーターによってシートベルトを着用するような装置も使用されています。

また、警告表示についても工夫が必要になります。非常停止装置のスイッチをいかに分かりやすく誰にでも使えるようにしたり、プレスなどで間違っ

て手を入れた時の非常停止用の安全装置なども装備しないとメーカーが製造物責任を問われることになります。最後に、労働現場で、たとえば、製造業などで作業中に事故が起きた場合の責任はどうかかわるかという点ですが、従来から使用者の安全配慮義務があり、当然労働者に対して安全に働くよう指導、管理しなければいけません。災害事故の原因が使用していた装置や治具の欠陥による場合は、製造物責任が問われるようになります。この点に関しては具体的な事故例について訴訟などで判断を積み重ねないと今の段階では何ともいえませんが、今後、その点に注意して取り組む必要があると考えます。(続く)



*使用図版は「日経トレンド」94年10月号(参考文献)

- 1) 製造物責任法の論点：経済企画庁国民生活局消費者行政第1課編集，(社)商事法務研究会(1991)
- 2) 製造物責任の知識：岡寛明，オーム社(1992)
- 3) 事故防止及び被害者救済のための総合的製造安全対策の在り方について：産業構造審議会総合製品安全部会(1993)
- 4) 日本のPL制度がわかる本：坂本樹徳，日本能率協会マネジメントセンター(1994)
- 5) 製造物責任法のあり方を考える：日本弁護士連合会消費者問題対策委員会(1991)
- 6) 製造物責任についての最近の動向：中地重晴，労働の科学49巻5号(1994)

学校教育の中にも労働安全衛生

山岸素子

神奈川労災職業病センター事務局

5月14日から10日間、台湾と香港を訪れる機会を得た。直接のきっかけは15日から5日間にわたり台湾の新竹市で開かれた移住(外国人)労働者に関するアジア地域での会議に参加することであった。「ぜひこの機会に」と、台湾・香港で労災職業病に取り組む人たちを訪れた。今号では台湾の報告。

●敬仁勞工安全衛生服務中心

台湾で労災職業病に取り組む「センター(中心)」といえば、ここ「敬仁勞工安全衛生服務中心」。神奈川のセンターや全国安全センターのメンバーとは、1990年に香港で行われた労働安全衛生ワークショップ以来、ニュースレターの交換などを行っている。また、今年4月には、台湾での被災者の補償問題に関して「親会社である日本企業に働きかけてほしい」との依頼で、全国安全センターや東京東部労災職業病センターが東京・板橋の親会社への申し入れを行い、被災者への補償がスムーズに行われるという連携プレーもやった。

さて今回は、あらかじめ日本から連絡をとっていただいたこともあって、事務局を訪れるだけでなく、センター代表のドクター・ニコルの「労働講座」にも

参加するチャンスを得た。

●「センター」の活動

センターは、台湾大学の近くにある本部(台北市)と地方支部と、2つの事務所を持つ。スタッフは合わせて3人。代表は、ベルギー出身で医者でもあるニコルさん。活動の2本柱は、被災者の救済と安全衛生教育。神奈川のセンターの取り組みと非常に共通するところ。最近では、以前事務所をともにしてきた「中華民国工作傷害受害人協会」(被災者団体、後述)が独立したこともあって、相談活動より、安全衛生教育の比重が増してきている。

「台湾では、一般労働者が安全衛生について情報を得ることは非常にむずかしい。問題の重要性はまだまだ理解されていないのです。活動を始めた当初は『情報やサービスはいりませんか?』と訪ねてまわっていました」。しかし現在では、こうした地道な働きかけや、台湾の「自主労働運動」の活発な動きが重なり、お互いの協力での職場単位の労働安全衛生への取り組みが始まっている。(台湾での労働運動は、長い戒厳令下で抑圧されてきた。労働者の権利を守る立場での「自主労働運動」の動き



センター代表のドクター・ニコル



空港免税店の女性組合員たちと(左から2目が筆者)

が活発になり始めたのは、1987年に戒厳令が解除された後、つまりごく最近のことである。)

●台湾の労災補償制度と実態

労災職業病の補償制度の概要や実際の補償状況を知るには、「センター」が配布しているパンフレットが非常に参考になる。(15頁参照)

労働者が労災にあった場合、法律上、労働者は「労災保険条例」「労働基準法」「民法」に基づいて補償を得る権利がある。一般的には最も簡単に申請できるのが「労災保険条例」に基づく補償。しかし様々な問題がある。その中のひとつは、雇用主が、保険料を少なくするため平均賃金の虚偽申請を行っていること。そのため補償額が非常に少なくなってしまう。こちらへは日本と比べ、制度そのもの、運用上に違いがあるところだ。(ちなみにこの「労災保険」は日本と違い、雇用主、労働者双方が負担するもの。そのうちの労働者負担率は20%であるが、現在審議中の「改訂条例案」で、労働者負担30%が提案されている。この「改訂案」は、賃金に対する保険額の増率、さらには治療にかかる医療費の一部労働者負担までが提案された、労働者にとっては全

くの「改悪」案だという。)

また、「労働基準法」や「民法」に基づく補償を得ることは現実的にはむずかしい。日本の「労働基準監督署」のような法律のチェック機構がなく、法律はザル化している。これらの補償を追及する場合、訴訟を起こすことになるが、これには時間がかかり、お金も必要である。そのため、一般の被災者はほとんどこうした補償をあきらめざるを得ない状況だという。もちろん、センターでは、弁護士グループと協力しあい、こうした補償を追及しているが、それでもやはり時間がかかる。

「法による補償の現状を考えるにつけても、やはり、現場の労働者自身が、職場においてどんな危険があるのか、またそうした状況の改善方法について知っておくことが、事故の予防のために最も必要だし、現実的な対処法だと思う」というのが、このセンターの活動からニコルさんが「発見」したことだと言う。

●労働安全衛生教育に取り組む

ここで、このセンターの労働安全衛生教育の一環である労働組合員への講座(懇談会に近いかもしれ

常建国(敬仁労工安全衛生服務中心)「台湾工運」94年6月号より/抄訳:清末愛砂

資料/台湾の労働災害

■ 台湾では毎年、労災で死亡する労働者が平均して1,500人いる。労災のために生涯にわたって身体障害者になった労働者は6,000人になる。つまり、この10年間に労災によって1万4,000あまりの人が死亡し、53,000人が身体障害者になった。この数は、第2次大戦以後の世界規模の軍事行動であった湾岸戦争におけるアメリカ・イラクの双方の死傷者の統計をはるかに超えたものである。40年間の労災統計数字が明らかにしたものは、「経済発展」は、労働者にとっては「経済内戦」にすぎなかったということだ。

■ 台湾での仕事に従事するときに発生した労災の割合をみれば、労働者のことがさらに哀れに思われるだろう。1人の労働者がかりに15歳から60歳まで働くとするれば、この50年間で台湾では毎年3万件の労災事故が発生している。すなわち、150万件の労災中、700万人の労働者1人当たりの平均した労災の割合は1/4.7、つまり4.7人の労働者当たり1人の割合で労働中労災にあう可能性があるということである。1985年から90年までの労保局の統計からの計算によれば、労働者の従事数の最も多い製造業で働く男性労働者のうち、平均して、47人のうち1人が労災で死亡している。また、8.3人のうち1人が労災のために身体障害者になっている。鉄鋼業、農林水産業、運送業などに従事する労働者の死亡率はさらにずっと高いのである。

■ さらに、1人の労働者が労災で死亡した後、その遺族が受け取る慰謝料は最大でもその労働者の45か月分の給料にすぎない。最下級の軍人が作戦中に死亡すればその遺族は最低でも197

年度	職業災害 死 亡	職業災害 残 廢	合 計
1980	1,082	4,138	5,166
1981	1,175	4,186	5,361
1982	1,131	4,102	5,233
1983	1,152	4,434	5,586
1984	1,428	5,225	6,653
1985	1,234	5,189	6,423
1986	1,251	5,818	7,069
1987	1,392	6,414	7,806
1988	1,621	6,020	7,641
1989	1,650	5,622	7,272
1990	1,580	4,801	6,381
1991	1,424	5,002	6,426
合計	16,120	60,951	77,071

〈労働保険局統計資料〉

か月分の給料が慰謝料として与えられ、また、公務員は、公務員死亡労災に関する規則で233.5か月分の給料が補償として受け取れることになっているにもかかわらず。これは一体どういう道理なのか? われわれ労働者は毎日仕事をしながら、われわれの血、肉をこの劣悪な労働環境と管理制度の中で使っているにもかかわらず。毎日労働者はこうした焦りのたたない「経済内戦」の中で死んでいっている!台湾経済のこの奇跡的發展をつくりあげたと言われる「栄光」は、このゴミのように捨てられた労働者の実態にとってもたちうちできるものではない。

ない)を紹介したい。私たちが参加したのは、国際空港の免税店の労働組合員向けの労働講座。「労働講座」と聞いていたが、行ってみると、会場はかなり大きな中華料理店の一室。夕方から一緒においしい料理を食べながらの懇談、そしてその後、1時間ほど講座を行うというもの。免税店というのは、3交替、8時間労働だが、ほとんど立ちっぱなしで、売上成績が競われる。きわめてストレスの高い職場だ。小休憩もとりにくい。ドクターは、作業姿勢や休みのとり方など、非常に具体的な問題についての対策をジェスチャーをまじえて、

おもしろおかしく話している。健康上の悩みは絶えないようで、質問が次々あがり、あっという間に時間オーバー。参加していてとても楽しく、しかも実践的な講座だった。この組合は1か月に1回、こうした集まりをもっているという。継続的なかわりをとても大切にしていることがうかがえた。

労働組合との連携での安全衛生活動のほか、中高教育の場でも、働く前の労働安全衛生教育のプログラムを行っている。これは、学校授業の中で、被災者とセンター職員が話をするプログラムで、行政から補助金を受けている。こうした講座で使うためのパンフレットも見せてもらった。

●「工傷受害人協会」

地道で力強い印象を受けた「センター」の事務所訪問の後、強烈な熱気で私たちを圧倒したのは、数か月前に独立して独自の事務所を構えた「工傷受害人協会」(労災被災者の会)。会員数150人のこの会では、現在、労災被災者である会員どうしの相互サポートだけでなく、新たな被災者からの相談活動にも取り組もうと意欲を燃やしている。けれども、深刻なのは財政問題だという。現在1人の有償専従ス



工傷受害人協会のメンバーと(中央が筆者、その右隣は小林神父)

タッフがいるが、あとの仕事はすべて無償のボランティアに頼っている。私たちが会い、討論した、この会の主要な運営メンバーたちはすべて腕や足を切断するほどの重度の障害を負った被災者の方々だった。夕食時だったが、ロッテリアのハンバーガーとドリンクを私たちの分まで買い込んで、数分の時間も惜しんで質問攻め。日本での被災者の補償状況や、神奈川のセンターや被災者組織の活動、さらに資金源・財政運営について。

彼らの場合、センターとの協力で行っている、学校教育の中の労働安全衛生プログラムによる収入がとりあえずのまとまった収入源である。会員はそれぞれの生活に苦しい状態で、「会費」徴収はなかなかうまくいっていないという。これ以上どうやって活動と資金源を切り開いていけるのか?

お互いの共通の課題に、必死な討論の一時であった。これからどういう方向に進んでいくのか、まだまだ未知数で、非常に興味深い。とにかくすごいエネルギーだから。

今後どんな協力関係を持てるだろうか。帰ってからはしばしば考えている。とにかく、それぞれがとても刺激的な交流だった。



敬仁労工安全衛生サービスセンター・工傷受害人協会発行「労災に関する権利と補償のためのパンフレット」より抄訳/翻訳協力:中浦光彦

資料/台湾の労災職業病補償

●自分が労災保険に加入しているかどうかを確認すること

満15~60歳の労働者で、従業員5名以上の工場で働く者であれば、仕事を始めたその日から、事業主は労働者のために労働保険をかけるよう義務づけられる。

○労働保険既加入者の場合

労働保険証上の給料が実際の毎月の経常的収入と合致しているか調べる(賃金、手当、賞与、あるいはその他いかなる名目であれ、時給、日給、月給、出来高払いであれ、現金あるいは現物等の方式で支給されるものも含む)(付表一略一労働保険加入賃金ランク表参照)

1 合致していない場合

① 事業主が労働者の実収入より少なく報告している場合には、事業主が賠償責任を負うべきである。

② 事業主が賠償しようとしなければ、労働者は県、市の行政機関労働局に申し立てることができる。事業主は賠償責任を負う以外に、支払うべき保険料の2倍の罰金を課せられる。

2 合致している場合

① 労災(職業病)に遭遇した際、医療、傷病、障害及び死亡給付を受けることができる。

② 以上の各種労働保険を申し立てるには、労働者は医師の診断書を準備する以外に、給付申請書と給付受領書に記入し、事業主に手続きをさせなければならない。(死亡給付の申請の場合にはこの他に死亡期日が記載された戸籍謄本が必要)

○労働保険未加入者の場合

1 労働者は労働保険未加入で受けた損失を責任

をもって賠償するよう事業主に対して要求することができる。

2 事業主が賠償に応じようとしなければ、労働者は県、市の労働局に申し立てを行うことができる。事業主は、賠償する他に、保険料の2倍の罰金を課せられる。

●自分の権利について知ること

労働災害、職業病が発生した際の労働者の権利とは

1 医療給付(医療費補償)

① 必ず労働保険特約病院で治療する。(労基法59条、労働保険条例40条)

② 外来及び入院給付申請をすることができる。(労働保険条例39条)

③ 入院、治療、退院後、同一原因に基づき、かつ継続治療の必要が確かにあるものは、雇用主が補償の責任を負わなければならない。

2 傷病給付(賃金補償)

① 労働者が治療期間中仕事ができない場合は(入院治療期間のことをさし、もし、なお現場復帰ができなければ急いで退院すべきでない)、2年以内は労働者が元来受け取っていた賃金に基づき補償しなければならない。ただし、すでに労働保険で支給されている部分は充当できる。(労基法59条)

② 労働者が労災(職業病)によって仕事ができないときには、4日目から保険加入の給与月額70%の給付申請を行うことができる。給与に足りない分は、事業主が負担し、半月ごとに受け取り、最大1年の給付申請ができる(労働保険条例36条)

③ 1年経過してもなお治癒しない場合は、保険加入給与月額50%を継続して受けとることができ、不足する給与分は事業主が負担する。最大1年限りとする。(労働保険条例36条)

3 障害給付(障害補償)

*障害給付は1年以内に請求したものは有効であるが、障害給付申請後、再び入院医療給付の申請はできない(外来給付の申請は引き続き可能)。また、治療が終わるのを待ってから申請しなければならない。

① 労働者は労災(職業病)治療後、医師の診断を受け、身体の障害が障害給付基準に適合することが証明されれば、障害給付申請を行うことができる。(労働保険条例54条)

*障害給付額=給付日数×加入保険給付額

② 労働者が治療終了後、指定病院、治療所によって身体に障害が残っていると判定されると、事業主はその平均賃金と障害の程度に応じて障害補償を行わなければならない。ただし、すでに労働保険によって給付されている分は充当できる。(労基法59条)

*障害補償額=給付日数×平均賃金

*障害補償額-障害給付金額=事業主が労働保険給付額を除いて補足しなければならない額

4 死亡給付(死亡補償)

① 労働者は労災(職業病)で死亡したときは、労働保険局に給付申請できる。

葬祭費:5か月分の加入保険給与

遺族手当:40か月分の加入保険手当(労働保険条例64条)

② 労働者が労災(職業病)で死亡したときは、事業主は以下のものを支給しなければならない。

葬祭費:5か月分の平均給与

遺族手当:40か月分の平均給与(労基法5条)

*加入保険の給与と平均賃金の差額は事業主が補填しなければならない。

5 労働者は労災(職業病)による病院での治療期

工傷者援助電話



本會是由工傷者及工業意外死者家屬組成若有任何工傷問題歡迎打電給我們



(02) 9178043
3028826

逢星期一至六下午二時至晚上十時
每月第二、四禮拜日下午二時至五時
律師提供免費法律服務

中華民國工作傷害受害人協會
敬仁勞工安全衛生服務中心
新店市中正路247巷25弄6號1樓

間は、事業主は労働者を解雇できず、また、労働者を保険から脱退させることもできない。(労基法13条、労働保険条例9条)

6 労働者が労災にあった原因が事業主のミス(機械の安全不備など)で明白な証拠がある場合には、6か月以内に業務上過失傷害罪で提訴できる。(刑法284条) これにより身体に障害を受け、労働力の減少、あるいは生活上必要な財産上、非財産上の損害を被った場合には、民事賠償を請求できる。(民法184、193、195条)

7 以上に列記した各種給付(補償権利)及び民事訴訟上の期限はすべて2年であり、労働者の離職によって影響を受けるものではなく、ただし期限を超えたときにはこれらの権利は自然消滅する。

8 2年の期限を過ぎてもなお紛争が解決できない場合には、期限切れの前に内容証明の文書を郵送しなければならない。ただし遅くとも6か月以内には起訴しなければならない。



JR下請労働者30万人の「人間宣言」の闘い

故・栄昇さん過労死裁判勝利 大阪北摂労職対ら報告集会開く

豊田正義

阪神医療生協診療所
大阪北摂労災職業病対策会議

大阪北摂地域において、JR・下請労働者30万人の「人間宣言」の闘いといわれた「故・栄昇氏・災害死(過労死)裁判勝利報告集会」が、6月2日、吹田市で開催された。

故栄さん過労死認定・裁判闘争の経過

災害発生以来、実に12年3か月、裁判開始以来5年3か月に及ぶ認定・裁判闘争を経て、今年3月18日、大阪高等裁判所において、1審判決をくつがえし、完全勝利判決を獲得するに至ったが、この認定・裁判闘争は、いわゆる過労死認定闘争—労働者の「労働と生きる権利を守る闘い」に大いなる光明と多くの教訓を私たちに投げかけたのである。

月平均22回の夜勤作業 新幹線車両内外の温度差10℃~15℃のもとで

当時、栄昇さん(享年49歳)は国鉄(現JR)の下請企業である関西車両整備株式会社に勤務し、新幹線車両の清掃、整備に携わっていた。

労働条件、労働環境は、新幹線の車両管理の現業

作業という関係もあって夜間作業が集中し、当時(1981年)、平均して週5回、月22回の夜勤業務に加えて、真冬の新幹線車両内外の温度差は10℃~15℃であり(栄さんの死亡原因となった脳卒中の発症日時は、81年12月13日午後10時45分頃)、さらに、雑巾洗いのための冷水による血圧上昇、限定された時間内でのチーム作業によるストレス、不自然な作業姿勢、労働安全衛生法の無視—等々の悪条件の積み重ねにより、高血圧症の急性増悪を来し、脳卒中による無念の死をとげたのである。

認定要請署名に車両整備の仲間ら 21,544名が応える

関西車両整備労組では、栄さんの死は私病ではなく、業務に起因する業務上死であることを意思統一するとともに大阪北摂労災職業病対策会議に支援を求め、対策会議では幹事会で支援共闘を決定する。

当該労組と支援共闘の部隊は「栄昇氏・労災死認定闘争」を、「今日は人の身」「明日はわが身」として位置づけ、「一人は万人のために」「万人は一人の

ために」との決意をこめ、また、本工労働者である国鉄(現JR)職員に比して劣悪にして、かつ差別的な境遇に追いやられている下請労働者の怒りを結集した人権闘争として取り組んだのである。

認定要請を求めた署名運動に対しては同一職種、地域労働者らは1か月たらずで21,544名の賛同署名で応え、10年余にわたる労働基準行政機関への集団交渉、裁判傍聴には毎回50名以上の仲間たちが駆けつけた。

脳卒中の発症は“本人の不摂制” —
と1審判決は指弾
安衛法違反の使用者を堂々擁護

しかしながら労働基準行政の各機関、さらには大阪地方裁判所における決定並びに判決はおよそ、科学・医学とは全く無縁、かつ卑俗な医学理論を背景とした、87年10月の「労働省の認定基準」を下敷にして、それに肉付けをした、「労働の存在」「労働の現実」を完全に無視しきった文章にすぎなかったのである。

この事実をもっとも率直に述べたのが1審判決であった。すなわち、

- ▲「発症直前、もしくは1週間前に比して肉体的、精神的な過重負荷はなかった。」
- ▲「発症の前日、前々日は休養し、労働負荷は他の労働者に比して、質量ともに格別大きいとは言えない。」
- ▲「外気温も発症の3日前も、当日と同じく低かったが無事に勤務を終えている。」などと述べ、
- ▲われわれの主張である、累積した疲労、ストレス、新幹線車両内外の温度差(発症の夜は15℃差)、冷水負荷など一と、栄氏の中程度の高血圧症とが共同素因となって脳卒中を発症した一労働、職場環境との因果関係の明白な疾病である一と立証した事実関係を完全に無視、黙殺しきっている。
- ▲さらに発症の要因として、ただただ栄氏の持病である本態性高血圧症をおき、しかも「高血圧症の

白ノルマ



豊田正義氏

治療を中止し、却って1日約40本も喫煙し、食事療法も行わなかった。」

と指弾し、個人の不摂制による高血圧症の自然増悪によるものと断じている。

- ▲また、労働安全衛生法第62条(中高年齢者等についての使用者による安全衛生配慮義務)に違反し、使用者が故人(当時49歳・高血圧症あり)に対し、何ら配慮を行っていない事実へのわれわれの指摘に対しては、「その事実と業務起因性とは無関係」として、法律無視を続けた使用者を堂々と擁護してのけたのである。

以上の1審判決の主要な事項にみられるごとく、労働省通達を一歩も出てはいないのである。

「有害・危険業務に慣れはなし」
= 青山教授・圧倒的な証言 =
国側・上告断念し2審で勝利確定

この1審判決に対し、栄千代子さん(妻)、栄幸男さん(長男)らご遺族は「主人の、父の死が業務もたらした死であることを認めさすまで裁判を続けたい」とご意思を明らかにされ、これを受けて、弁護団(井上二郎氏、竹岡富美男氏、上原康男氏)をはじめとする支援共闘グループは控訴—2審への裁判

闘争を開始したのである。

すでに労働基準行政機関との交渉時、1審の事実審理の段階においては当時の岡山大学医学部衛生学教室の中桐伸五医師らの調査・研究資料など、貴重な支援をえたが、2審の審理段階では同教室の青山英康教授が2回にわたり証言にたち、1審判決を痛烈に批判するとともに「有害、危険業務に慣れはありえない」「栄さんの死は業務上の災害死以外には考えられない」「私が産業医であったとすれば災害は防ぎえた。日常的にやるべきことは十分にあった」と勝訴に結びつく圧倒的な証言を展開した。

こうして2審判決(大阪高等裁判所)は青山教授の証言、弁護団の主張をほぼ全面的に取り入れ、1審における労働者の労働の現実を完全に無視しきった非科学的な判決を批判し、栄昇氏の日常労働、日常生活の現実を分析し、結論づける論法でもって業務上疾病との断を下した(94年3月18日。災害発生以来12年3か月)。(別項の青山教授の勝利報告集会での来賓あいさつ—24頁—を参照されたい。)

2審判決の主要な項目の要旨は次のとおりである。

- ▲清掃作業は前かがみ、中腰等、不自然な姿勢を頻繁にくり返す作業であり、本件発症当日(1981年12月13日深夜)は加えて天井の蛍光灯の中のゴキブリ除去の作業を行っており、椅子の上に立つという緊張を強いるものであり、また、1両あたり作業時間60分という制約もあり、ストレスを高めた。
- ▲新幹線の車両内温度は平均23℃、外気温5.7℃であり、この15℃以上の急激な温度差もまた、血圧を上昇せしめる要因であること。
- ▲「夜勤、交替制勤務に慣れは生じにくく、健康障害や血圧の上昇をもたらす」として、日本産業衛生学会の「夜勤・交替制勤務に関する意見書」を取り入れる。
- ▲冬期寒冷時の冷水での雑巾しぼりによる寒冷刺

激によっても反射的に血圧を上昇せしめる。

- ▲「喫煙が本件症状に度の程度原因しているかは判然とせず」「発症時は49歳で50歳前後であり、単純な私生活上の要因、体質的素因が高血圧の増悪をもたらしたとみるのは相当でない。」
- ▲労基署並びに大阪地裁が一貫して発症前5日間の休業を栄氏がとっていた一ことをもって疲労は回復した一とする主張に対し、2審判決は「健全な私生活から再び冬の夜間勤務に移り、身体の緊張が一気に高まった可能性あり」との注目すべき指摘を行っている。

かくて栄昇氏の脳卒中による死亡は業務上死である一との2審判決が行われ、国側は上告を断念し、災害死裁判の勝利は確定したのである。

裁判勝利報告集会に労働者、医師、学生ら100名余が結集
目をひく交替制・夜勤職場からの参加

裁判勝利報告集会には100名をこす労働者、医師、学生らが参加した。とくに、JR、郵政関係をはじめ、交替制、夜間勤務に携わる職場からの参加がめだつた(栄さんと同一の車両整備の職場からは10余名が)。

集会は、国鉄労働組合大阪新幹線支部保線所分会の吉川道祥分会長の司会ですすめられた。

吉川分会長は

「ご遺族を中心にして12年3か月にわたり闘い続け、労働運動にとって厳しい状況下の報告集会をもちえたわけだが感無量である。とくに岡山大学の青山教授をはじめとした一門の方々、井上二郎氏、竹岡富美男氏、上原康男氏ら弁護団の方々のご支援をぬきに勝利はありえなかったことを銘記したい。

本日の集会を基点にして権利闘争を中軸にすえた労働運動のより前進をめざしたい」と開会の辞を述べた。

主催者(大阪北摂労災職業病対策会議、関西労災職業病研究会)を代表して、大阪北摂労災職業病対策会議・松雪芳信議長は次のあいさつを行った。

「企業の利潤追及がすべてに優先する—という労働者管理により無念の死をとげられた栄さんのご遺族が今日まで裁判を継続され、勝利されたのは、労働者の生活と権利をあくまで守るんだ—という決意によるものと、あらためて敬意を表したい。また、この裁判を支えていただいた弁護士の方々、岡山大学の衛生学教室の青山教授をはじめとした教官の方々、本日お集まりの皆さまにお礼を申しあげたい。

今回の判決は、いわゆる労働省の労働現場を無視した認定基準に風穴をあけたのであり、過労死をたんに労働時間に限って検討するのではなく、労働者を取りまく、いろんな要因によって発生するんだ—ということが明白にされたことは大きな成果だった。

それと大衆運動を背景にしない限り、労働行政や司法の反動化を阻止できないことも教えられた。私たちの運動の中心である権利闘争—労災職業病闘争をさらに発展させたい。」

学会のあいさつ 青山教授があいさつに

続いて、2審勝利判決に自らの証言をとうして大きな影響を与えた、岡山大学医学部衛生学教室の青山英康教授が学会のあいさをぬって駆けつけられ、独特のユーモアをおりまぜながら、別掲(24頁参照)のようなあいさつをよせられた。

「快適職場づくりをめざした共同行動を」 尼崎労安センター・飯田浩事務局長

また、尼崎労働者安全衛生センターの飯田浩事務局長は次のあいさつをよせた。

「労働者は死ぬために働いているのではないのであって、過労死(災害)は労働者にとっては屈辱である。日本では過労死110番に年に1万件以上の相談がある。労働時間短縮とともに、労働省通達の“直前

もしくは1週間前”という枠をとっぱらす—ことを課題に尼崎で、北摂で、関西できびしい労基署交渉を展開すれば中央にも反映されよう。

いま青山先生もふれられた“快適職場づくり”をめざし、共にガンバリたい。」

「もし不幸があれば最後までアキラめずに」 栄さんご遺族お礼のあいさつ

ここで司会者より京都労働安全衛生連絡会議、元三池CO裁判原告団長・沖克太郎氏、その他のメッセージが披露される。続いてご遺族である栄千代子さん(妻)、栄幸男さん(長男)が登壇し、あいさつを述べた。

「栄昇の死が長い年月をへてやっと過労死と認められました。これもひとえに皆様のご支援があったればこそと感謝しています。

今後、栄のようなことがないように、お祈りしますが、もし不幸があった際には最後まであきらめずにガンばってください。

長い間、ありがとうございました。」

栄氏・災害死認定裁判闘争のまとめ 北摂労職対・豊田正義事務局長 (関西労職研代表)より

認定・裁判闘争のまとめを大阪北摂労災職業病対策会議・豊田正義事務局長(関西労災職業病研究会代表)が行ったが、まず、はじめに集会に参加の、旧大阪総評より選出の当時の労災参与であり、認定闘争の段階で献身的な支援を惜しかなかった、平城一郎氏を紹介し、謝意を表した。闘争勝利のまとめは要約次のごとくであった。

『栄昇さんの災害死認定・裁判闘争をすすめるにあたってわれわれは、この闘いを国鉄—現JRにおける下請労働者30万人の“人間宣言”の闘いとあえて位置づけた。それは日常労働、労働条件、賃金、福利厚生などに及ぶ国鉄職員に比しての差別的な処遇と併せ、当時強行されつつあった分割民営化攻

災害死裁判勝



報告集会であいさつする栄さんのご遺族

撃が国鉄労組の解体を戦略目標にすえつつも一方、下請労働者への犠牲の押しつけが並行して展開された事実への告発でもある。

例えば栄さんの職場でも81年1,179人の労働者が、85年には737人に減らされ、ついに業務委託費は30%削減の反面、作業量は2倍近くに増大していた。

また、いわゆる国鉄職員の余剰人員を下請企業が受け入れる際、国鉄職員1人につき下請労働者2人の退職強要という玉突き合理化が実施された事実をもってしても明らかである。

原処分署、独自調査まったくなし

災害発生時の職場労働者の率直な要求は「人間として健康で定年まで元気で働ける職場に」であり、「せめて週4夜勤に」というのが切実な声であった。「私たちは“ふくろう”か“こうもり”か」という嘆きと併せて、“熱年チョンガー”(月並みな家庭生活が崩壊し、年をとってからの夫婦わかれ)という新語が職場で生まれるほど悲惨なケースすら生まれていた。

したがってこの認定・裁判闘争は国鉄—JRを支える下積み労働者のやむにやまれぬ人権闘争で

あったのである。

人とし生きる権利を守り、求める闘いであったのである。

しかし、労働基準監督署にはじまる労働基準行政、並びに1審の大阪地方裁判所に至る審理—決定(判決)の過程をみるに、それは栄さんの労働・生活の実態の調査、分析に基づく判断と決論では一切なく、ただただ、87年10月26日の労働省認定基準(基発第620号)にいう=発症直前、または1週間さかのぼった時期における、平均に比して精神的、肉体的に過重な負荷のあった場合のみ(要旨)=を絶対に正しい教典として、それにそわない事実関係はすべて無造作に切り捨てる—という荒っぽい作文の作業に終始している。

例えば最初の調査、決定機関である茨木労働基準監督署においても、何ら署独自の調査なるものは全くなく、大阪労基局の局医のコピーのごときいわゆる医学所見と、ズサンな調査でもって決論を構成しているのである。

例えば本件の災害発生素因の重大な課題である温度差問題、そのための新幹線車両内外の気温測定にしても、あろうことか加害責任を負うべき当該企業より借りだした温度計でもっておざなりに測定した、という無神経ぶりであり、支援組織の代表団の追及を前に、当時(83年7月)の田辺署長は「決定にいたる調査については不十分な点のあったことは認める」—とした上で「審査請求にあたっては原処分署として協力の方向で努力する」との確認書を代表団に手渡す始末であった。

「木をみて森をみぬ」 医学と無縁な発想に買かれた1審判決

さらに大阪地裁判決のごときは「本人の不摂制による私病死」と切って捨て、その理由として「高血圧症の治療を中止し、却って1日に約40本も喫煙し、食事療法も行わなかった」ことを得々とあげているが、この論理はまさに「木をみて森をみぬ」—科学

とは無縁な発想であり、「労働の存在」—「労働条件、環境その他労働をとりまく諸因子」の把握と分析に基づく判断、そして「被災労働者を物としてみず、人としてみる」べき医学、医療の場から大きくズレた、硬直化した、予断と偏見にみちた局医の主張のみを全面的に取り入れた反労働存在的判決であったのである(反面、1982年3月に発表され、原処分署にも提出された岡山大学衛生学教室の中桐伸五医師らと関西車両整備労組の合作による「新幹線車両整備労働者の労働条件と健康に関する実態調査」やその他貴重な資料は1審判決ではことごとく無視された)。

かくて労働基準行政機関、大阪地裁1審判決がJR下請労働者30万人の「人間宣言」の要求と闘いに応えたものは、労働者災害補償保険法の第1条にうたう「業務上の事由による労働者の負傷、疾病、または死亡に対して迅速かつ公正な保護をするため、災害補償を行い…」という条文にも背を向けた所業のみであった。

これらの裁定に対する憤激が行政と司法反動への、さらなる闘いとしてご遺族と弁護団をはじめとする支援グループをして控訴審に挑んだ原動力とも言える。

「仕事があつての労働の時代」から「労働があつての仕事の時代」へ 栄裁判の勝利をもたらした時代背景

92年7月、栄裁判は控訴にふみきり、以来、今年3月18日の勝利判決にいたる間を含めて、80年代よりわが国内外の労働運動の深部において古くて新しい闘いが前進をとげた。この闘いの流れが栄裁判に対して大きな影響を与えたことは否定できない。

第1には「労働と生きる権利」を守りぬくための「労働権をめぐる闘い」である。

すなわち、生産—労働過程からみるならば、まず「仕事があつての労働の時代」から「労働があつて

の仕事の時代」に突入しつつあることである。それを証するものとして、ボルボ自動車での現実がしめしている。ボルボ自動車(労働者6,000人)ではベルトコンベア作業への労働者の不満・怒りはサボタージュという形で噴出し、1日の無断欠勤は20%にのぼり、リリースマン1,300人が必要となった。ために、同企業ではやむなくベルトコンベア作業を一部廃止せざるをえなくなった。その他アメリカ、ヨーロッパにおける自動車産業での(ゼネラル・モーターズ、フォード、クライスラー、フィアット等)広汎な労働者の抵抗にもうかがいしれるのである。

わが国においても「労働と生きる権利」を守る闘いは、ときには労災職業病闘争という形でもって、認定、補償の闘いの枠を乗り越えて、職場から1人の犠牲者も出さぬ闘い—災害源除去をめざす闘い—として芽生え、発展している。

関西を中心とした闘いでも、JR職場での「超高速列車(のぞみ号)災害、再発阻止の闘い」、郵政職場での「集配労働権確立の闘い」、NTT職場での「高所作業をめぐる安全確保の闘い」、タクシー職場での「神風タクシーの復活—を許さぬ、B型賃金(オール歩合給制)拒否の闘い」などが主だったものとしてあげられる。

11.9三池大災害裁判闘争の勝利と 全世界的な民権闘争の高まり

これらの「労働権」をめぐる労働運動の反映として、労災裁判では、その典型として昨年3月26日の三池CO裁判の重大な勝利がある。

1963年11月9日、458名の死者、839名のCO患者(一酸化炭素中毒患者)を保安サボによって輩出しながら、30年にわたって加害責任から逃れ続けてきた三井鉱山に対し、福岡地裁が加害責任を明確に宣言したことは、三池CO裁判・沖原告団(団長・沖克太郎氏)や現地・全国の三池CO共闘会議の20年にわたる法廷闘争をはじめとした苦闘によるものであることは明らかである。

それと同時にかつてチャーリー・チャップリンが彼の映画作品の中で喝破した「今の世の中では1人を殺せば殺人だが、100人を殺せば英雄だ」とする支配者の論理が崩れさりつつあり、その世界的な潮流として「民権が国権を圧倒しつつある」までに労働者、人民の労働権、生存権をめぐる闘いは拡大しつつある現実が三池CO裁判を勝利に導いた大きな要因でもある。

また、この三池の勝利が栄裁判に連動し、裁判勝利の条件を形づくっていったと言えよう。

過労死をめぐる政府部内での対立表面化

次に労働行政をめぐる政府部内での矛盾の表面化がある。

現在も引き続き労災・職業病患者への補償の打ち切り、認定基準枠の縮小は続いている。

過労死においても認定率は4~5%でしかなく、年間1万人といわれる過労死(災害)被災者のうち、認定される者は100人には及ばない。反面、労災保険の黒字は大幅に増大しつつある。

これに対し経済企画庁が過労死の認定基準をもっとゆるめてせめて年間1,000件認めるべきだ—と発言している。

さらに今、日本の労働者の6人に1人は週60時間、年間3,120時間の労働を行っておりまさに過労死予備軍だ—と労働省の領域にまで立入り批判している現実がある。

栄裁判2審は以上の労働運動の潮流、労働行政をめぐる政府部内での矛盾の表面化の事態を背景にして勝利を引き出した—のである。

過労死の原因=労働時間のみこだわらな 労働者をとりまく複合因子に注目を

次に青山教授が証言の中でもふれられた重要な点をあげる。

かねてより教授は労働省の認定基準づくりの巧

妙さを指摘している。

それは「世間の人々がこれはひどい。これなら認定されて当然だ」という労働時間を中心にした過酷な労働実態の事例から認定することによって、同時に具体的な基準づくりを行っていることに注目せよ—と指摘する。そしてその認定事例にみえない、それ以下(例えば労働時間)の場合、被災者切り捨てのこの枠組みづくりによって、あきらめムードが漂うのは自然であり、現に一部が成功している—と。

そして証言の中でもふれられたのは「過労死の原因を労働時間のみこだわってはい前が見えてこない。とりわけ重要なのはストレスであり、労働者をとりまく有害な労働、環境、労働条件の諸要因のトータルとして過労死・過労災害が発生すること、われわれは平凡にして一般的な事例、条件の中に発生原因を探究し、そのつみ重ね=トータルが労働者を死に至らしめる大きな負荷=となることを明らかにせねばならない」などの点である。

大阪高裁の2審判決はほぼこれら青山教授の正論によって組み立てられている。

「新たな貧困化」攻撃に抗して 労災職業病闘争のとらえ返しを

最後に栄裁判勝利判決をふり返るとき、「豊かさ、貧しさ」をゼニ、カネ=経済的な価値観のみで計れる時代はとっくに過ぎ去ったという思いが深い。

今、労働者の周辺には「新たな貧困化」ともいうべき攻撃が加えられている。その一つの具体例としては、「労働者の肉体と魂の領域」にまで入り込みつつある資本の労働者支配—その帰結として過労死や心の病い、私病という名の業務上死がある。

栄裁判の勝利は労働運動が取り組むべきこの「新たな貧困化」攻撃に対決しうる、運動の展望を与えてくれた。

それは労災職業病闘争へのとらえ返しが必要ではなかろうか—ということである。今までの労災職業病への取り組みは、ともすれば認定・補償の枠内

での運動に終始するきらいはなかったか。

「新たな貧困化」攻撃が労働者の存在一職場、労働、生活をおおう今日、「労災職業病を出さぬ」「災害の根元をなくする」一闘いが認定・補償闘争と並行して取り組まなければならないのではないか。そのためにも、自らの労働をとらえなおし、自らの労働をつくりあげる一ことを運動の指標として鮮明に掲げねばならない。

本集会には交替制、夜間勤務に携わる仲間が多く参加している。2審の勝利判決は日本産業衛生学会の「夜勤・交替制勤務に関する意見書」をとりいれ、「夜勤、交替制勤務に慣れは生じにくく、健康障害や血圧の上昇をもたらす」と判決文を通して画期的な指摘と私どもへの警告を行っている。

栄裁判の勝利に至る過程は、自らの労働をつくる＝労働権を確立する、未来労働の創造と労働の解放を準備する条件は熟していることを私たちに訴えているのである。』

井上二郎弁護団長が記念講演

被災者救済だけでなく被災者を出さぬ 「快適な職場づくり」の闘いを

岡山大学医学部教授・青山英康

岡山大学の青山です。1日のお仕事を終えてからの集会への御参加、本当に御苦労様です。このような過密な生活が「過労死」を生み出す原因になるのではないかと心配しています。(笑声)

本日の集会は「裁判闘争勝利集会」ということで、「勝利」という点では喜ばなければならないのですが、貴重な1人の「労働者の命」が奪われたという事実を考えれば悲しむべきであり、非常に複雑な気持ちになります。しかも、この貴重な命が奪われたという事実を認めさせるのに、12年間の長い年月が必要であったという点が、今日の集会に非常

続いて「栄昇氏・災害死裁判」の弁護団長である井上二郎弁護士より、「故栄氏・災害死裁判勝利のもつ意義と今後の労災行政のあり方」と題する記念講演が行われた。

井上弁護士は平易な語り口で、1審判決のもつ反動性と2審判決の評価を「立証責任転換論(仕事に疾病が発生したら業務に起因すると推定せよ!業務外との異論あらば国側が立証せよ!)」の立場より行い、また、「業務上疾病の概念を予防の立場から拡大せよ」との斬新にして重大な提起を現行労災保険制度に対して展開した(次号掲載一を参照)。

記念講演を終え、続いて全自交・茨木、高槻交通労組有志グループ、北摂地域ユニオン・茨木消費者クラブ支部、現代医療を考える会、国労・大阪新幹線支部保線所分会よりそれぞれの闘いの報告と訴えをうけ、労働歌「がんばろー」の合唱、「団結ガンバロー」を3唱し、決意も新たに明日からの闘いを誓い合い、盛会裡に散会した。



に重要な意義を持たせています。

この12年間の闘いを支えたものが何であったのかを、まず最初にこの集会の参加者全員で確認しておく必要があります。

その第1は、愛する夫、尊敬する父の「死」に直面した時に、「自分の不注意で、勝手に死んだ」のではなく、「現在の職場実態の中で貴重な命が奪われた」のだという確信が、奥さんと御令息の愛情と敬意によって支えられていたということを指摘しておかなければなりません。そして、これを支える同じ職種の2万人を越す仲間が「署名」という形で



岡山大学医学部衛生学教室・青山英康教授

支え、さらに30万人に及ぶJRの下請労働者の命と健康を守るために、企業内の個別利害の枠を越えて、この問題に労働運動として取り組んできた対策会議の皆さん方の御努力も重要です。このような大きな力を基盤として、裁判闘争としての弁護士さんの御努力も不可欠であったといえます。

このような大きな力を以ってしても「労働者の命が職場で奪われた」という事実を法的に認めさせるためには、12年間という長い年月が必要なのです。このような現実を打ち破って、労働者が日常生活の中で常識として「考え」、「信じる」ことが、当然のこととして法的にも認められる社会をつくり出していかなければならないと思います。

弁護士さんの活動というのは大変な仕事であり、命とか健康の問題ということになると医学者、安全の問題になると工学者でもあるような文章を書かなければなりません。私自身、証人として法廷に立たされたことは何度も経験していますが、何度経験しても「嫌なもの」です。主尋問は「記憶力テスト」をされているようで、事前の打ち合わせ通りに応答しなければなりませんし、反対尋問は「反射テスト」といえます。相手側の質問の攻撃を如何に素早くかわし、反撃する必要があります。

裁判闘争に参加させていただいて、常々矛盾を感じているのは「司法」という「国家権力」が持つ「権威」に対する闘いの中で、「俺は権威ある学者だ」と「権威」を持って闘わなければならないことです。

司法の判断が「権威」によって下されるのではなく、全ての労働者、社会的な常識が尊重されるようにならなければ、国民的な合意や理解、そして納得が得られるはずはありません。

今回の判決の特徴は司法の反動化が進む中で、1審で勝っても2審で負けるという状況が続いている中で、1審で負けて2審で勝ったという点です。上級裁判所という「権威」に近づいていくほど、労働者の常識とは「かけ離れた」非常識な判断を持つ裁判官が増えていくのが「司法の反動化」と呼ばれる状況です。裁判所が「国民の常識」ではなく「国の権威」によって判決を下すようになれば、戦前・戦時中の暗黒時代に再び戻ってしまい、貴重な命を多量に奪う「戦争」への危険性を高めることとなります。

今回は私どもの教室の研究活動として、教室員だった中桐伸五君が、故栄さんのために調査したといってもよいほど、全くの偶然とはいえ、故栄さんが被災される直前の職場の実態を調査しており、しかも災害発生の「危険性」を指摘していました。1審では、中桐君自身が証人として、この調査結果を紹介したにもかかわらず敗訴しています。これは1審の裁判官が「科学的な事実」よりも「国の権威」を尊重した結果であり、中桐君の証言内容を曲解し、また無視しています。

2審判決では、中桐君の調査結果に基づいて、私が証言をさせていただいたのですが、今度は「中桐・青山証人」と一括して、調査結果を認めさせることができず、これは裁判闘争の盛り上がりの中で、裁判官も「科学的事実」を認めざるを得なくなったためではないかと思われまます。

かつては「金儲けと死病(死につながるような病氣)に楽なことなし」といった諺があるように、「給料を貰っている以上、少々健康を害することがあつ

でも致し方ない」といった「考え方」が、常識として職場の中で通用していました。これは企業にとっては都合のよい論理であり、労働者の命や健康、人権をも無視することになります。

最近、労働省も「快適職場づくり」といった施策を打ち出していますが、これは国際的な人権闘争の盛り上がりの中で、WHOとILOが「作業関連性」(労働と健康の関連についての考え方)という「新しい考え方」を公表したことによるものといえます。

現行の日本国憲法には「基本的人権」として、様々な国民の権利が規定されていますが、こと「勤労」に関しては「働く権利」とともに「働く義務」が課せられています。すなわち、国は国民に対して「働け」と命じているのです。この場合「ボヤボヤしていたら怪我をするかもしれない。ヒョットしたら命を奪われるかもしれない」ような職場での勤労を国が国民に命令しているとは考えられません。

国が国民に保障すべき人間の名に値する「健康で文化的な生活」とは、1日8時間は「しっかり働き」、そして1日8時間の「熟睡」が得られるような生活のことであり、その日常的なズレを1週間に2日の休日で調整することになります。

この1日8時間を「しっかり働く」ためには、1日8時間は「家にいるよりも、どこにいるよりも、職場にいて働いている方が健康によい」という職場なければならないということになります。

WHOとILOによる「作業関連性」についても、第1に「働くことが健康によい」ような「快適な職場づくり」の重要性を指摘しています。

故柴さんの職場には、中桐君の調査で明らかにされたように「血圧を急激に上昇させる原因」や「年齢とともに脆くなっている血管を破る原因」を数多く見つけ出すことができました。にもかかわらず、1審では「それは煙草の吸い過ぎかもしれない」とか「お酒の飲み過ぎかもしれない」、あるいは「毎日、医者に診てもらっていなかった」、「家庭でのトラブルが…」といった「かもしれない」という不確

実で誰でもが日常生活の中で避けることのできないような状況を原因として指摘することによって、「職場での危険」や「職場での安全衛生への取り組みの不足」を無視してしまったのです。

中桐君の調査の重要性は、単に「職場の危険性」を指摘しただけではなく、具体的な改善策も提供しており、労働組合の日常活動での取り組みであった点です。

高齢化社会の中で、就業者の年齢構成が高まれば、生理的な加齢として「血圧の高い人」や「動脈硬化のある人」、「心電図に異常所見を持つ人」が沢山職場で働くこととなります。このような状況の中で「健康な生活習慣」という「個人の努力」だけが求められて、「快適な職場づくり」に対する取り組みを怠ることを許すようなことがあってはなりません。ただ「煙草を吸うな」、「酒を飲むな」、「1日8時間は熟睡を」といってさえいけば、職場での改善費用を免除してもらえるというのであれば、これほど企業にとって楽なことはありません。実は、これらの「保健指導」は成人病時代に病気を治す能力を失いつつある医師の「言い訳」でしかないのです。

「快適な職場づくり」をしたうえで、職場には「血圧を急激に上げる原因」もなく、「血管を破るような原因」も見出されないにもかかわらず、脳卒中や心筋梗塞の発作で命を失ったというのであれば、家庭生活の中に原因を探る必要があるかもしれませんが、職場の中に沢山の被災原因を残したままで、日常生活に原因を求めて「疑い」をかけるといった「考え方」は明らかに「誤り」です。

このような「考え方」は、別に医師や大学教授を呼んで聞かなければならないようなことではなく、皆さん方の常識で判断できることではないでしょうか。

私が法廷で証言をさせていただいている時、裁判官だけではなく、国側の弁護士さんも頷いて聞いてくれました。これは誰が考えても納得と理解の得られる常識が大切なのであって、いかに「権威」

がある人の言うことでも、大衆が理解できず、納得のできないことは、やはり「誤り」であることを示しているといえましょう。

これまで、沢山の裁判に証人とか鑑定人として法廷に立たされてきましたが、私が出たら必ず勝つという「ジンクス」がありました。先日、初めて横浜地裁の事件で負けましたが、あれは弁護士さんのせいであり(笑)、判決文には私の証言内容には全くふれておらず、2日間にわたる証言を裁判官は全く聞いていなかったと考えられます。

井上先生は別として、弁護士さんよりは勝率はいいのですが、これは私の「権威」ではなく、誰でもが理解してくれる、納得してもらえる「考え方」を求めて証言をしているからだと思います。

診察室の中で「助けてくれ」と訪ねてきた患者さんだけと話をしている医者は、どうしても「自分の考え方だけが正しい」と思ってしまうし、患者さんもそれを許しているように思われます。

労働者が職場での日常的な取り組みの中に医者を引き出して、現実の職場を一緒に点検させていたら、一人よがりの「医師の判断」は極めて早く崩れてしまいます。やはり大切なのは病気になってからの医療ではなく、労働者の権利としての「快適な職場づくり」への日常的な取り組みであるといえましょう。

実は、昨日アメリカから帰ったばかりなのですが、これはアメリカのジョンズ・ホプキンス大学から「終身学会会員」に選ばれたということで、夫婦で卒業式に招待されて出席してきたのです。

ジョンズ・ホプキンス大学といえば、アメリカの医学界では最も権威のある大学であり、私の母校でもあるのですが、公衆衛生学の分野ではハーバード大学よりも古い伝統を誇っており、ノーベル賞の受賞者を一番沢山大学のスタッフとしてかかえている大学です。

私のような者には、日本では権威をつけさせると邪魔になるというので、足を引っ張ってくれる人が

沢山いますので、せめて外国で「権威」と闘うための武器としての権威の一つでも二つでも取得しようと頑張ってきました。これは「権威」と闘うための武器として獲得したものですから、是非皆さん方に利用していただかなくては獲得した意味がありません。是非、必要があれば御活用下さい。そして、被害が起こってからの被災者救済のためだけではなく、もっと日常的な「快適な職場づくり」の闘争のために御活用いただければと願っています。

今や、日本人は男女ともに世界で第1位の平均寿命を誇っており、国際的に他に例を見ない急速な高齢化社会を迎えています。

職場で働く労働者、そして国民の健康を取り巻く背景を急激に変化しています。

ただ「長生き」をさせればよいといった、これまでの医学・医療に対する反省が求められています。といて、医者の身勝手な判断で「安楽死」を決めるようになったら大変です。

「説明と同意」—インフォームド・コンセントというのは、患者さんや国民によく説明し、理解と納得が得られたうえで、同意が得られなければ治療をしてはいけないということです。最終的に判断を下すのは「患者さん」自身であり「国民」なのです。「豊かな老後」、「豊かな人生70年・80年」を送るためには、これまでの「人生50年」の時代とは異なって、人生70年・80年の生涯設計が必要です。

定年が60歳まで引き延ばされても、その後の人生が10年も20年も続くのです。「定年まで元気で働く」ことができればよいのではなく、定年後の10年間、20年間も豊かな人生を送る生涯設計が必要です。すなわち「生涯保健」の中の「職域保健」です。

今回の裁判闘争に勝利した力、大きな支援の輪を、さらに一層強め、「快適な職場づくり」、「豊かな人生80年の生涯設計」をめざしていただくことを期待して、ともに闘うことをお誓い申し上げて、来賓としてのメッセージとさせていただきます。本日は本当に御苦勞様です。



第3回田尻賞 日本丸で表彰式

土呂久鉾毒公害関係6団体
ほか2名を表彰

第3回田尻賞は、①土呂久鉾毒公害の発掘と被害者救済・実体説明・記録保存に取り組んできた「土呂久鉾山公害被害者の会(佐藤トネ会長)」、「土呂久・松尾等鉾毒の被害者を守る会(田中初穂会長)」など関係6団体、②鹿島地区公害対策協議会事務局の牛木真太郎さん、③瀬戸内海で海洋汚染防止活動に取り組んでいる土居康人さん、の3件に贈ることとなり、7月3日に横浜の「帆船日本丸記念財団研修センター」で表彰式が行われた。

今後、毎年、日本丸で開催する予定。

表彰式では、黙祷の後、鈴木武夫選考委員長から第3回田尻賞選考経過の報告。土呂久関係6団体を代表して被害者の会の佐藤ハツネさんと被害者を守る会会長の田中初穂さんに野沢浩運営委員から、おからだの具合で出席できなかった牛木真太郎さんの代理として御出席いただいた鹿島町長の五十里武さんに斎藤竜太運営委員から、土居康人さんに奈良潔選考委員から、それぞれ表彰状・表彰金が贈られた。続いて、土居康人さん、飯塚熊太郎さん(牛木真太郎さんの代理)、佐藤ハツネさんのスピーチ。



第3回田尻賞表彰式(94.7.3)

また、今回の表彰式では、選考委員でもある村田徳治・循環資源研究所所長に「ゴミのはなし」について記念講演をしていただいた。

表彰式の後、帆船日本丸が正面に見えるレストランに移動して懇親会。参加してくださった方々とともに田尻さんを偲ぶひとときがもてた。とくにうれしかったのは、第1回田尻賞受賞者でそのときの表彰式が手術の直前であったため出席できなかった西岡昭夫さんが顔をみせていただいたこと。

今号では、表彰式での飯塚熊太郎、土居康人両氏のスピーチと懇親会での五十里武さんの発言を紹介する。



巨大コンビナートの公害闘争から 地方自治づくり、町づくりまで

鹿島地区公害対策協議会事務局長・牛木真太郎さん
代理：飯塚熊太郎さん

ただいまご紹介にあずかりました、飯塚熊太郎です。今日は、牛木真太郎のかわりにまいりました。鹿島で昔、牛と熊のコンビで闘いをしてまいりました。これが有名なコンビでございまして、田尻さんにも大変お世話になったことを改めて皆さんにご報告しておきたいと思っております。先ほど、鈴木先生の方から鹿島闘争のあり方についてお話がございましたが、まさにそのとおりだと思っております。特に、政・官・財の構造的な権力によって鹿島開発が進められたことが、一番大きな問題になっているのではないかと思います。

後ほどふれますが、牛木さんが中心になり、臨海工業地帯に航空自衛隊の基地をつくらうということがあったものですから、それに反対して航空基地は粉碎したわけですが、最後にはコンビナートの開発ということになっております。それから、大事なことなのですが、昭和35年に霞ヶ浦を半分埋め立てて東京国際空港をつくらうという計画があったわけですが、これも地域の人たちと反対に取り組み粉碎して、そのおかげで千葉の成田になったという経過があります。そういう中で、非常に住民闘争の大事なあり方というものを、われわれは現地で学んできたわけでありまして。

牛木さんが闘争をはじめた30年。77才になりますけれども、病氣加療のためまいりませんので、町長と私どもで、今度の田尻賞をどんな勲章よりもありがたくお受けしてまいりたいと思っております。皆様にご感謝の意と御礼を申し上げたいと思っております。



飯塚熊太郎さん

いま不況の中で、環境破壊や公害の運動が風化しようとしているわけですが、この受賞を契機に、改めてそうなんだなとそういう含意を受けました。本当に牛木さんという人は自分の私財をなげうって30年間闘い続けたという、凄まじい闘いの連続であったことを今改めて思い起こし、われわれも牛木さんも心から喜んでいるわけでありまして。田尻さんとは何回もお会いして、鹿島地区公害闘争の生きた参考書として、鹿島埠頭の欠陥溝を指摘していただ港作りの海底を大きく変更させたという役割も、田尻さんの恩恵にあるというふうを考えております。

牛木さんの経歴について若干ふれます。牛木さんは、ちゃきちゃきの江戸っ子だったのですが、戦後、

いばし新聞
一九六〇年代に本格化した鹿島開発に伴い発生した公害反対の住民運動などを踏襲した、元鹿島町議の町原田、鹿島、牛木真太郎さん（右）が二十一日、第三回田尻賞に選ばれた。田尻賞は「公害Gメン」として全国各地の公害反対・環境保護活動に活躍した市民に贈られる。田尻賞の発祥に立ち上ったのは、故田尻昭昭氏の功績と遺志を継承するため、設立した田尻昭昭基金が定めたもので同日、他の受賞者とともに発表された。

鹿島の牛木さんに田尻賞

牛木真太郎氏

センソク発生などの公害に
対応して六六年三月、鹿島の
傍ら、鹿島地区公害対策
協議会の事務局長として、
大気汚染の監視測定器など
を独自に作り公害現場活動
に目を光らせた。鹿島工
水に伴う強制代執行反対理
動など、環境地方自治の任
務を遂行した田尻昭昭基金が
定めたもので同日、他の受
賞者とともに発表された。

田尻賞受賞について、牛
木さんは「皆さんののおかげ、
もっとも強く残っているの
は三年の第二期鹿島工水
埋没予定地の強制代執行に
対し、やがらの中で壊れて
しまった」と話している。
なお、同賞にはほかに、
瀬戸内の瀬川汚染防止運動
をしている土居良人さん
（故人）とともに閉居反対
の愛町運動を盛り上げた、
開港の進展に伴い、シアン
や六価クロムの垂れ流し、
なす六団体は選ばれた。

鹿島に農業の改革者として移住いたしました。酪農を中心とした平和な生活を送っていたわけですが、先ほど申し上げましたように、航空基地反対闘争とか、霞ヶ浦国際空港の反対闘争とか、それから昭和37年頃になりますが、黒沢義次郎町長を誕生させる原動力となって、この鹿島開発反対闘争に参加していったわけです。しかも、そういう闘争をしながら、みずから議会の中の闘争を重視し、昭和42年に議員となって議会活動に本当に真剣に取り組まれた、そういう方です。

昭和45年になりますが、鹿島の開発が進む中で、さかんに公害が出てまいりました。このとき鹿島公害対策協議会を結成し、その先頭になったことはいうまでもありません。そして、大気汚染の自主的な観測とか、さらには工場排水の汚濁の調査、工業排水の阻止の闘争。特に皆さんにお話したいのは、工業用水の反対闘争の中で、それを押し進める側の行政の一環になっております自治体労働者が一緒になって闘ったということです。茨城の自治労が一緒になって工業排水の反対闘争でストライキを打った。私はこれは画期的な出来事だったのでな

いか、田尻さんの影響を受けているのではないかと、そういうふう考えたわけです。

その中では、当然、東京からは、斎藤駿弁護士を先頭にしてこの鹿島公害闘争の弁護団を作っていた。大変なお世話になったことを、あらためて皆様にご報告申し上げたいと思います。これに

よって、長い継続的な闘争ができたことは事実だと思います。そして今も続けておられますが、無料法律相談。斎藤先生は今も鹿島に来られていて25年になります。牛木さんが始めて私が引き継いで、今は若い人に引き継がれ、連続として続いている。そういうことが鹿島の特徴かなと考えております。

そして全国的には、いろいろ、むつ小川原の闘いに参加したり、成田闘争など、こうした皆さんと一緒に輪を広げた牛木さんの闘いが、非常に幅広く行われておりました。その後もナガノタケオ町長の誕生と、これも大変な努力をしております。まさに凄まじい政・官・財・検一檢察権力がありますが、この一緒になった権力によって、2代にわたる町長が、選挙をやることをきっかけに失格させられるという、そういうことがあったことを忘れるわけにはいかないと改めて感じさせられます。その後の町長の誕生も牛木さんが中心になって作り上げたわけですが、4期16年にわたって続いてきました。当然そこに汚職がうまれてきて、そして、今度はそれを潰すために牛木さんが努力をされ、今日来ている五十里武町長が平成2年に誕生することによ

て、ある意味では、この鹿島の運動というのは、公害闘争から地方自治づくり、町づくりにいたるまで続いているということができるといえます。ようやく、鹿島アントラーズサッカーのように、スポーツ文化の発信地としての鹿島がうまれてきました。これも現町長のひとつの大きな賜であって、それを作っしたのは牛木真太郎であるとあえて強く訴えたいと思います。

それから、田尻さんが特に指摘をされた欠陥の鹿島海底ですが、ようやく今、新たな大規模な公共埠

【懇親会での発言から】
鹿島町長・五十里武さん

鹿島アントラーズの鹿島ですので、みなさまよろしくお願いたします。

日本最大の臨界工業地帯ということで、当時公害が出てきて昭和45年頃だと思いますが、今回受賞した牛木さん、先ほど話をした飯塚熊太郎をさして「牛と熊が先導してそのうしろに獣医がついている」というピラまで出ました。実際に獣医さんも参加されていたわけです。

見逃してはいけないと思っておりますのは、昭和40年代から50年代です。ちょうどその時、自民党まる抱えて資金的な裏打ちが鹿島の方から出たのではないかと考えています。当時鹿島から選出された橋本登美三郎さんが自民党の幹事長も行っており、いま言うゼネコンとかたちではないが、それ以上の日本を揺り動かすような資金の流れがあったらうと考えているところです。

その中で、牛木さんが、今回名誉ある田尻賞を受けたことは、私は非常に名誉だと存じます。私自身、牛木さんの同じ屋敷に住まわせてもらっていますので、隣り同士の付き合いということもあり喜んで

頭整備が大きく改定されまして、港町鹿島がうまれつつあることをここに報告できることを喜んでます。田尻さんと私たち、牛木真太郎さんの存在が今の鹿島を創造する大きな力だったわけです。今日この受賞を契機として、私ども、これから明るい豊かな町づくりに前進してまいりますので、どうぞ皆さんも一緒に風化させない、環境を守る、公害をなくす、こういう闘いを進めていきたいものであるという願いをして終わりにしていきたいと思



五十里武さん

当時、排水で魚が浮いた事件もありました。シアン(が原因)だということでしたが、当時の知事は、枇杷(びわ)の種にもシアンがあるよなどということも言いました。専門家の話も聞かなければなりません。工場排水で出てくるシアンと枇杷の種から出てくる種と、はたしてどうなのか今もって疑問に思っています。

今回この名誉ある賞を絶対けがすことなく、環境あるいは公害問題にこれからも取り組んでいきたいという決意を新たにしているところで、どうもありがとうございました。



瀬戸内海で海洋汚染防止活動

土居康人さん

土井でございます。本日、帆船日本丸を前に第3回田尻賞をいただき、身に余る光栄でございます。私の活動がこのような名誉に値するなどは、全く思ってもいませんでしたので、いまだに戸惑いを感じている次第でございます。一昨日も、民放のRCCに生放送で田尻賞について説明をしました。新聞等にも報道され、地元では反響を呼んでおります。

1976年4月、海上保安協会から海上汚染防止推進委員をおおせつかり、海上保安部の部長様はじめ、職員の皆様の御指導の下、活動を続けさせていただいております。担当海域は、瀬戸内海でも島々の集中する海域です。旅客船、フェリー、貨物船はじめ、漁船、プレジャー・ボートにいたる、船舶交通が非常に錯雑する海域でもあります。当海域を見回り、海洋汚染源の発見と防止、海上保安部への通報・連絡、航行に支障になる浮遊物の回収、在港船、遊漁



土居康人さん

船等に対する航船指導、海域関係者、小学生を含む地域住民の方々に、保安部発給のポスター・パンフレット等を掲示・配布、海洋汚染防止の啓発・普及を行っております。また、降雨の後に河川から流されるゴミ等も少なくありません。家庭での一人ひとりの配慮により、生活排水はもとより家庭から発生するゴミ等も減少させることができます。

このように、一つひとつふり返ってみても、表彰に値するような功績は何ひとつとして思い当たりません。地味な作業です。毎日の小さな積み重ねが評価されたことに大変感謝いたしております。海の安全と海洋汚染防止活動を知っていただき、広く住民の皆様とともに、この活動もまだ広がればいいなと願っております。この受賞を機に、これからも、精一杯任務に励む所存でございます。本日は、まことに、ありがとうございます。



海洋汚染防止など尽力
土居さん(左)に田尻賞 県内初

公衆衛生や労働安全衛生問題の解決に努めた個人

土居さん

これまでも表彰に選ばれた船員十四名を見つけたほか、人命救助で表彰も受けている。小学生や若い人、レジャーボートの所有者などに、海洋汚染防止を訴えるパンフレットの配布活動なども続けている。土居さんは三原港のすぐそばで生まれ育ち、開港以来続く回漕船の三代目。海の汚れは昭和三十四年(一九五九年)から海保協会の海洋汚染防止推進員として、三原市の海域に流出する工場排水や海に浮かぶ材木など廃棄物を監視、戻道海上保安部へ通報

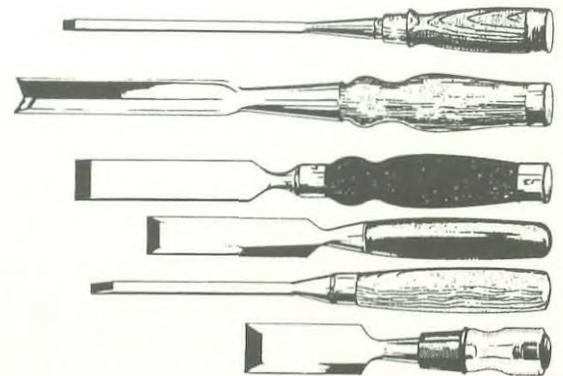
報告をされている。これまで表彰に選ばれた船員十四名を見つけたほか、人命救助で表彰も受けている。小学生や若い人、レジャーボートの所有者などに、海洋汚染防止を訴えるパンフレットの配布活動なども続けている。土居さんは三原港のすぐそばで生まれ育ち、開港以来続く回漕船の三代目。海の汚れは昭和三十四年(一九五九年)から海保協会の海洋汚染防止推進員として、三原市の海域に流出する工場排水や海に浮かぶ材木など廃棄物を監視、戻道海上保安部へ通報

連載⑰

監督官労災日記

井上 浩

全国安全センター副議長



行政方針を誤る

1962年8月9日(木)晴
新課長と労働省へ行く。監督課で病院調査を命令される。帰途交通費なく内田さん(後に本省補償課長、神奈川局長で退職)に借りる。

8月10日(金)晴
各署に病院調査依頼。(何の調査だったか記憶なし。)夕方浦和署に行き小暮事務官と飲む。

8月13日(月)晴
午後課内で分担変更の打ち合わせ。従来の監察官中心の事務の流れを係長中心とすることを確認。

8月17日(金)晴
午前課長と仙波安全衛生課補佐に同行して地

検で打ち合わせ。午後蕨の公益法人勤労福祉協会調査。藤井織布社長へ7時間労働をすすめる。

8月27日(月)晴
午前課長と県安定課。午後A監察官と浦和署のI製作所捜査応援。M署長、関根、石井、森田、矢作の各監督官と小暮事務官。

9月1日(土)晴
課長と県庁へ行きI氏へお礼を渡す。(課長の娘さんの公立高への転入を、社党県議を通じて教委のI氏へ依頼。課長がべつ甲のネクタイピンを渡した。)

9月6日(木)曇
県労政課住谷係長、安定課井手上係長ほかと川口市役所、鋳物組合、信用金庫その他で経済動向調査。(不況で倒産等が増加していた。)

9月28日(金)晴

浦和署で県内の全監督官会議。好評。(署長や課長の会議はあっても全監督官会議はなかった。私の提唱で開催することになり、以後継続される。また、諸会議では会費を徴収して会議終了後小宴を催したが、課で費用を工面し会費を取らないことにした。これも以後諸会議で慣例となった。なお、全監督官会議は愛知で行われていたので、愛知勤務の経験のある新課長は私の提案を簡単に受け入れたのである。)

10月9日(火)曇

辻本監察官による監督業務の監査。目標意識を明確に持ち、能力の範囲内で仕事を進めること。労務管理近代化指定集団になじまない集団があるのではないか等の指摘あり。(辻本慶治さんは東大法学部出の優秀な人であった。同じ東大法学部出の岸良明さんと同じように高文制度と6級職試験制度のはざ間に位置されていたのであろうか。2人とも第1回監督官試験を受験しておられるが、岸さんは準幹部扱いとかで最後は本省の監督課長をされた。戦争の犠牲のひとつであろうか。英国では復員者には特別の試験を行ったということである。)

この頃、実は大きな問題があった。どうも前課長と監察官が、本省の示した行政方針を誤解しているらしかったことである。私は労務管理近代化指導の方針が打ち出され、それに関する本省の会議から帰った前課長と監察官とが、さかんに「何のことかさっぱりわからない。」と話し合っているのを見てから疑問を持ちはじめた。私は新課長にいった。

「どうも埼玉局の行政運営方針は変ですよ」

「だって井上さんも入って作ったのでしょ」

そういわれると返す言葉がない。労働基準行政運営方針というのは毎年本省から指示されるが、前年の昭和36年度は昭和36年3月24日基発第

238号“昭和36年度における労働基準行政の運営について”という標題で[秘]として労働省労働基準局長から出されている。私がそれを受領したのは同年4月13日である。このような形式で運営方針が指示されるようになったのは1956年からであり、第1回は昭和31年4月23日基発第241号“労働基準行政の運営方針について”となっている。だんだん中央統制が強くなっていくのである。そこで前年はどのような指示がされたかということ、最重点は女子、年少者の長時間労働の排除と深夜業の絶滅とされ、対象としては繊維業、観光バスガイド、印刷製本業、製パン業、清涼飲料水製造業、金融保険業、病院診療所、社会福祉施設という業種が示されていた。ところが、昭和37年度は扱いまで麗々しく[極秘]とされ、内容形式もがらりと変わり監督対象も別表となり、それまでの業種だけでなく「規模10人以上100人未満の金属工業における塗装及び洗じょうの業務」と細かく指示している。そして、規模30人以上は監督、30人未満は集団指導とその方法までも細かく示している。ところが前課長もA監察官も頭の切り替えができず、前年度までの方針を踏襲して業種だけで考え、それも勝手に取捨選択してしまったのである。本省の考えは、日本中の規模10人以上100人未満の金属工業の事業場の塗装と洗じょうの業務については、有機溶剤中毒予防対策を徹底するつもりだったのである。したがって、年度終了とともにその進行状況を各局から報告することになるが、埼玉局ではそのような計画でないので、報告ができないう大失態を演ずるおそれがあった。

10月25日(木)曇晴

「行政活動報告」について本省に聞く。方針の誤りを再々確認した結果となる。(本省監督課に

は大阪局から帰った若林さんがいた。7月に事務次官を退職された若林之矩さんと面識があった。)

10月26日(金)晴

本省方針の理解についてA監察官と論争。わからないのに驚く。(やがて課長の了解を得て全面的に行政計画を変更して各署に指示し、ようやく年度末には報告できるようになった。)

この頃労働力(特に新規中卒)不足が著しくなり、労働行政の中心は労働力流動化対策となり、労働基準行政も全国の労働条件の斉一化を強くめざすようになった。違反事件の送検も各局ごとに署間のアンバランスをなくすように強く要求された。課内でも会議の末に大転換をした。つまりそれまでは、署が送検する場合には局の承認を必要としていたのを、一定の送検基準を設けて、それにふれるものはすべて送検することにし、逆に送検しない場合に局の承認を要するようにした。現在では全国同一の基準により処理されている。

12月7日(金)晴

午後東邦レースへ行き長岡(貢。本省監察官)、山口(全。前同)、横山局長、監督課長のゴルフジャンパーを頼む。(東邦レースには私の浦和時代の署長が人事課長で入っていた。)

12月14日(金)晴

朝から蕨市内の織物工場めぐり実態調査。10工場で丸栄産業から若井商店まで。いずれも近代化に熱心。求人難深刻。(26工場全部調査。織機756台。労働者512名。うち住込215名。求人昨年138名申込み36名就職。一部制22工場、二部制4工場。7時間労働を進めるために調査したものである。7時間労働賛成11工場。この年6月26日ILO総会で週40時間労働に関する勧告が採択されている。賛成255、反対22、棄権46。日本代

表は政府が棄権、労働者が賛成、使用者が反対であった。)

新局長のこと

戦前の工場監督官出身の真面目な前局長と違って、本省職業安定局の課長もやった新局長は気さくな人だった。東京都の労働局の職業安定部長から横すべりして来た。よく世間話に興じたものである。

「井上さん、基準局は機密費が少ないな」

「へえ、そうですね」

わたしが驚いているという局長は上機嫌である。

「そうだよ。前局長時代は月2万5千から3万だよ」

「安定部長はいくらですか」

「うん。毎月30万円だった」

「へえ。驚きましたね」

局長は笑いながら続ける。

「それにね。区役所が23、安定所が17あって合わせて40だ。それが飲みに来いというものだから毎月まわり切れないんだよ」

「クルマはあったのですか」

「国の車と都の車と2台あってね、公用には国の車を使った」

「でも、都会議員はうるさくなかったですか」

「そうだな、予算編成期にはわしの居場所は秘密にしていた」

「どうしてですか」

「うん。会うと予算を付けてくれるというのでね」

「それは助かるではないですか」

局長は手を振って答えた。

「だめだめ。予算を付けてもらったら、その半分は献金しないといけないからね。現金化する

のが大へんだよ」

でも、この局長は私を大へん警戒していた。組合でやったことを知っていたからである。関口監督官(ずっと組合活動家であった。)が局に出張して来ると必ず私の所にも寄って話して行った。そうすると課長が必ず局長室に呼ばれて上がって行く。そして小声でそっと私にいった。

「局長があんたを警戒しているよ。あんたが関口君に局の秘密を漏らしたと告げ口に行った奴がいる。注意した方がよいね」

私は、告げ口した人間がだれかを聞いたが、課長は笑って答えなかった。そこで、当時よく局長室に行っていた私の部下の女子職員ではないかと疑った。しかし、私はそのことを本人には黙っていた。それがだれであるか分かったのは課長が転勤の際に話してくれたからである。驚いたことに隣の課の係長で、浦和時代の私の課長であった。この人はこの後も長く私のことを上司に告げ口し続けた。そのことによって成績を上げようとしたのであろうが、署長になれないまま退職した。申し訳なかったのは女子職員の方で、これから10年後、今度は労災補償課で一緒になったときに謝った。熱心な宗教信者である彼女は笑っていった。

「あの頃局長室によく行ったのは、局長さんから結婚をすすめられていたのです。何も気にしていませんから心配しないで下さい」

彼女はその後も独身を続けて、退職後は宗教活動に熱中している。

この頃、仕事もなくぼんやりしていると、労災監察官の村田君がよくお茶飲みに誘いに来た。課長も愛知にいて、村田君とは同じ監督課にいたのだが、あまり馬が合わなかったようである。

「おい、井上さん。村田君が呼んでいるよ」

私は出て行くと散歩したりお茶飲みに行った。私が出ると散歩したりお茶飲みに行った。私が出ると散歩したりお茶飲みに行った。

「井上君。お前は庶務課で評判が悪いぞ」よく分かっていて。交通関係の会社が基準局に出している優待バスを一括して庶務課に持って来るので、それを横取りして庶務課所属の局長の運転手などに使用させていた。会社によっては、監督、安全衛生、労災と権限のある課だけに出して庶務課や給与課には出していないところもあったので、課長と相談して庶務課を締め付けたのであった。ある会社から労災課には2枚来ていたのを庶務課に全部取られていた例もあった。そこで、それを取り返してやった。

「本省から来ているS補佐とT係長だろう」私が笑っていると、村田君は話題を変えておかしそうにいった。

「井上君。いまは管理通貨制度だったのか。この前岩波新書を読むまで知らなかったよ」

驚いたことだ。野球が強い中京商から八高へ行った秀才だが、一度も違反事件捜査の経験がないというのに間もなく某局監督課長へ出て行った。(私が、だ換紙幣が実際には紙切れにすぎないことを聞いたのは、1939年旧制中学のとき東京商大臨時教員養成所出身の英語教師からであった。その教師は、いつも大きな声で「支那事変は聖戦ではなく侵略戦争だ」といっていた。しかし、だれも何もいわなかった。大半の生徒は別にそれが奇異だとも感じていなかったのである。)

この頃には、監督官試験も完全な部内試験となり、受験資格は満25歳以上で労働行政経験2年以上ということであった。その結果、公開試験の頃とは若干違ったタイプの監督官も誕生してくることになる。待遇は5級職試験と同格と聞いた。



離職後10年の振動病も労災

兵庫●審査請求で期間限定の認定

離職後約10年経過後にはじめて振動障害と診断された元建設労働者が、兵庫県神戸西労働基準監督署で労災保険の不支給決定を受け、審査請求を行っていた事件で、兵庫労災保険審査官は94年6月30日付けで、「療養期間を限定」しながら原処分を取り消し、業務上と認定する決定を行った。

徳島県三好郡山城町在住のKさん(70歳)は、全山労愛媛県支部池田支部の組合員。Kさんは、1963(昭和38)年頃から82(昭和57)年頃まで約19年間にわたり全国各地の建設現場で働き、削岩機、ピック、ブレーカー等の振動工具を使用、最終職場は兵庫県川西市の有限会社I建設に雇われて行った神戸市内の地下鉄山手線の停留場工事だった。82年9月に離職した後は郷里に帰り、自宅で自家菜園に従事し振動工具などは使用していない。

10年ほど前から両手にしびれ、肩から腕関節の痛み、レイノーの発現などを自覚したがそのときは受診せず、91(平成3)年11月に新居浜医療生協新田診療所を受診したところ、振動障害と診断さ

れた。

翌92年2月に、全山労、愛媛県労働災害職業病対策会議の協力を得て、神戸西労基署に労災申請。直接の事業主であるI建設は振動工具の使用を認めたものの、元請会社は認めずに事業主証明は行わなかった。

神戸西労基署は、離職後長期間経過していることと高齢であること等を理由に、通常の振動障害の労災申請では要求されない(主治医の診断書で判断できる)レントゲン写真の提出や鑑別診断を要求。瀬戸内海をはさんでの電話での対応ではなかなかちががみならず、尼崎労働者安全衛生センター、関西労災職業病研究会や関西労働者安全センター等の支援を得て、93年2月に神戸西労基署に出向いて行った交渉を行った。その場で労基署側は、元請の事業主証明が得られないがそのまま判断する、すでに提出されている主治医意見書で早期に決定する、と約束した。

ところが、93年3月31日付けでなされた兵庫西労基署の決定は業務外であった。

労基署は、業務外決定の理由を

次のとおりとした。

- ① レイノー現象は本人が訴えているだけで主治医も確認しておらず、その発現の部位(拇指に発現していることを問題視)、発生の機序から考えても、他覚的根拠に乏しい。
- ② 末梢循環機能検査の成績で著しい低下が認められるとされているが、検査室温が低温すぎるため(20℃ではだめで23℃にせよとする)信憑性が少ない。
- ③ 末梢神経機能検査、運動機能検査の成績でも著しい低下が認められるとされているが、これらは主観的要素が関与する面があり、客観性に乏しい。また、レントゲン写真の提出がないため、診断書における同所見や「特に肘関節及び尺骨神経麻痺の病変については著名」との表現を他覚的所見と認めることが困難。

これは、労基署が意見を求めた山口労災病院名誉院長石田一夫医師の意見を一方的に採用した。労基署が「とくに依頼した事項」が、「振動業務を離れて約9年後に振動障害発症していることの医学的所見及び業務に起因したものか否か」であることから誘導の意思が感じられるが、石田医師の意見は労基署の意向に忠実に従ったものと言える。

意見書では、85年から92年まで高血圧等の私病で受診していた

近医では、レイノー現象の発生のほか振動障害にかかわるような記事は全く記載されていない(架橋症状はない)が、91年11月に「突如として」、新田診療所から振動障害、尺骨神経麻痺の診断書が提出されたとして、前述の①～③のような見解を述べているのである。

愛媛労働対、全山労では同年4月に再度神戸西労基署に出向き、全国安全センターから古谷事務局長も参加して抗議を行う一方で、兵庫労災保険審査官に審査請求の手続きを行い、参与を出している連合兵庫等にも支援を要請した。

審査官段階では、さらに2名の医師の意見が求められた。

主治医から提出したレントゲン写真を読影した労災医員折原正美医師は、両肘関節及び右手関節のレントゲン写真上の変化を認め、次のような意見を提出した。

「これらの変化の原因として加齢的要因や素質的な基礎的要因は無視できないが、過去の肘関節及び手関節に対する過度の負荷(振動ばく露)が発症に大きく関与していると考えるのが妥当である」。

鑑別診断検査を行った愛媛労災病院三嶋登志男医師は、「今日の症状は全く神経学的不一致を含め、労働しないための加齢的廃用性委縮を主体としたものであ

り、真の振動障害の他覚症状として認められるのは、肘関節変形とそれに続く右尺骨神経溝変形による前腕より末梢の障害のみで、症度は軽症の範囲内である」「石田一夫先生の鑑定に賛意をする」「治療の効果については加齢的影響もあり、期待できない」との意見であった。

「真の振動障害の他覚症状として認め」た「肘関節変形とそれに続く右尺骨神経溝変形による前腕より末梢の障害」についての業務上外の判断と新田診療所を初診した時点での療養の必要性について、審査官が再度照会したところ、同医師は、「作業に起因した可能性」を認めたうえで、「初診時(91年11月)では治療を必要としたが、鑑定時点(94年4月)では療養を必要としない」と回答した。

結局、審査官は、次のように判断した。

① 離職後新田診療所に受診するまでの間に私病で受診していた近医では振動障害としての上肢の麻痺、しびれなどを全く訴えていない。請求人(Kさん)は振動障害のことは無知だったと述べているが、無知であればこそ(治療するしないは別として)症状を訴えるくらいは容易であろうと考えられ、それをしていない事実から考察すると、その間、症状が存在しなかったか、存在したとしても非

常に希薄であったと推認せざるを得ない。

② 振動障害検査の室温は、労働省が通達で示している「検査手技」でも20℃～23℃で可としているところから、低温すぎて信憑性が少ないとする石田一夫意見の評価は容認できず、主治医の診断結果は妥当と判断する。

③ 「医学常識」からすれば振動ばく露から解放された後は症状は軽快するものと考えられるが(土生久作『振動障害』などを引用)、請求人の場合、振動工具を使用していた間において症状は自覚していないことが認められ、離職直前になって自覚したと訴え、その後約10年を経て受診している。

この出現経過から、業務に明らかに起因するか否かについては、主治医及び折原正美医師の意見よりも石田一夫医師の意見を医学的に妥当とも考えられるが、鑑定検査した三嶋登志男医師の「(再)照会に対する回答」内容を採用すべきと判断する。

④ したがって「療養期間を限定して、業務に起因することが明らかな疾病」に該当するものと判断する。
なお、参与は、全員「原処分を取り消すべき」との意見であった。



労働と健康フォーラムを開催 北海道●パークゴルフも好評



7.15-17 労働と健康フォーラム in HOKKAIDO

7月15～17日の2泊3日、札幌市定山溪温泉の溪流荘で、(社)北海道労働災害職業病研究対策センターと全国安全センター共催の「労働と健康フォーラム in HOKKAIDO」が開催された。全国安全センターとしては第5回目の労働安全衛生学校になるが、北海道でははじめての試みで、下記の点を押出し企画された。

①第一線で活躍している講師から最新でリアルな問題提起が受けられること。
②ビデオやスライドの多用によって視覚的に問題が提起されること。

③小グループ討論を重視して参加者が積極的に課題にかかわる仕組みとなっていること。

④職場の具体的な問題の解決につながる実践型の講座であること。

今回は、連合北海道、北海道医療生活協同組合、労働者住民医療機関連絡会議(労住医連)の後援を受け、地元北海道の労災防止指導員、各組合・地区連合の代表のほか、フォーラムに続いて17～18日に同じ会場で全国安全センターの第5回総会が設定されていたこともあって各地域センターからの参加者も含めて約50名が参

加した。

取り上げたテーマと講師陣、グループ討論の内容等は以下のとおり。

①これからの労働安全衛生活動—労働関連疾患、自主対応型活動、健康サークル—
講師：天明佳臣氏(労住医連議長)

グループ討論：腰痛対策

②過労(死)・ストレス対策

講師Ⅰ：福地保馬氏(北海道大学教育学部健康体育科学講座教授)

講師Ⅱ：天明佳臣氏(労住医連議長)

グループ討論：鉄道保線作業員のくも膜下出血事例

③作業改善対策・快適職場作り
講師：渡辺明彦氏(労働科学研究センター主任研究員)

グループ討論：寒冷(スーパーの冷ケース)作業の改善対策

④パークゴルフ実技

⑤職場改善トレーニング

ビデオ・プレゼンテーション：
江別市学校給食センター
グループ討論：上記職場の改善対策

前回93年11月の熊本(第4回)労働安全衛生学校で、大牟田市の清掃・学校給食職場とファイバー船製造職場を取り上げたのに続き、今回は江別市の学校給食センターを取り上げ、事前に地元地域センターのスタッフが現場に出かけ、安全学校の趣旨の説明と協

力要請を含めてその労使と話し合い、ビデオを撮って教材にする。また、安全学校で出された討論内容を現場に返していくことを含めたフォローアップを行っていくという、「参加者に身近な地元の実例を取り上げた参加型・実践型のトレーニング」のスタイルが定着してきたようだ。また、2泊3日なので④以外の4つのテーマの各々にグループ討論を設定することができたし、④のパークゴルフもトレーニングにゆとりをもたせる工夫。観光地でよく見かけるバター・ゴルフの変形判というお叱りを受けそう

だが、北海道が「発祥の地」というスポーツの実技指導を受け、参加者のアンケートでも最も好評だった？

道外からの参加者には、北海道ならではの問題や対策も新鮮なうつつだ。例えば、腰痛対策で、冬期のすべりやすい路上作業で、スパイクタイヤをやめてスタッドレスタイヤにすることや、江別市の学校給食センターの配送口に寒さよけのカーテンがはってあったり、換気も天井屋根の2か所にジェットヒーターが取り付けられていたこと等々があげられている。



傷病年金移行ストップの実態

全国●全国じん肺患者同盟の調査結果

近年じん肺補償の取り扱いが厳しくなり、本来短期給付(休業補償給付)から長期給付(傷病補償年金)への移行は、療養開始後1年6か月で実施される建前であるにもかかわらず、一部労働基準監督署では事実上ストップのまま放置され、会員の療養と生活に重大な影響を与えている。

従って、全国じん肺患者同盟としては、その実態を把握するため、平成5年6月、全加盟組織に調査を依頼し、今回これを集計した。以下はその調査結果の概要で

ある。

1 調査対象

全加盟組織(地本、県連、支部)86組織の会員を対象に実施した結果、対象者のないところ、調査不可能のところ等もあり、提出されたのは54組織であった。

従って組織数からの回答率は62.8%であるが、未提出のところは比較的会員数の少ないところが多く、提出された54組織の会員数は全会員数の78.0%を占めている。

2 年金移行ストップ該当者

54組織の「年金移行ストップ該当者」は総数894名という大方の予想をはるかに上回るものであった。これら該当者を年齢別、療養年数別にみると(次頁)別表のようにになっている。

3 該当者の「管理区分」と「合併症」

該当者の管理区分についてみると、「管理2」が33.4%、「管理3イ」28.0%、「管理3ロ」22.2%(別に「管理3」4.7%)、「管理4」12.1%となっている。

また、該当者の合併症は、「続発性気管支炎」が75.2%と圧倒的に多く、「肺結核」は21.1%、「続発性気胸」2.0%、「続発性気管支拡張症」1.0%、「結核性胸膜炎」0.7%である。

なお、以上をさらに細分したものは(次頁)別表の示すところである。

4 組織別該当者数と監督署別該当者数

組織別にみた該当者は、長崎県連合会の106名をはじめ、大分県連合会、佐伯支部(大分県)、不知火支部(福岡県)、岡山県連合会がいずれも50名を超え、監督署別では(長崎)の江迎、佐世保、長崎、(福岡)の大牟田、(北海道)の岩見沢、(福島)のいわき、(兵庫)の相生、(岡山)の和気各監督署がいずれも30名を超えている。



全国じん肺患者同盟
「じんばい」第286号(94年9月)

傷病補償年金移行ストップ実態調査頁

1 年齢別該当者数

年齢	該当者										
40	0	50	5	60	32	70	38	80	12	90	0
41	0	51	3	61	47	71	35	81	8	91	0
42	0	52	2	62	41	72	43	82	7	92	1
43	0	53	5	63	43	73	29	83	5		
44	0	54	9	64	45	74	22	84	3		
45	1	55	6	65	57	75	30	85	4		
46	1	56	21	66	44	76	13	86	2		
47	3	57	33	67	54	77	15	87	1		
48	1	58	30	68	46	78	16	88	1		
49	3	59	31	69	34	79	11	89	0		

2 療養年数別該当者数

療養年数	該当者%	療養年数	該当者%	療養年数	該当者%	療養年数	該当者%
1.6	2.4	6	10.1	11	4.1	16	1.1
2	9.3	7	7.2	12	2.9	17<	4.4
3	10.9	8	5.9	13	4.6		
4	10.6	9	6.5	14	1.8		
5	9.2	10	7.2	15	1.8		

(注)「該当者数%」は全該当者に対する割合

3 管理区分・合併症別該当者数

	続発性気管支炎	肺結核	続発性気胸	続発性気管支拡張症	結核性胸膜炎	計
管理2	228	54	5	2	3	292
管理3イ	192	39	4	6	0	241
管理3ロ(管理3)	153	32	6	1	1	193
管理4	19	10	0	0	0	29
計	592	135	15	9		836

(注)1.一部本分類に当てはまらないものについては、除外した。
2.(管理3)は、管理3のイまたはロの区分が明確でないもの。

4 監督署別該当者数(10名以上のもの)

基準局	監督署	該当者数	基準局	監督署	該当者数	基準局	監督署	該当者数
北海道	岩見沢	47	岡山	和気	70	佐賀	佐賀	16
福島	いわき	40	山口	小野田	17	長崎	江迎	65
神奈川	横須賀	16	愛媛	伊予三島	10	〃	佐世保	42
滋賀	大津	10	〃	新居浜	12	〃	長崎	31
兵庫	相生	36	福岡	大牟田	66	熊本	本波	24
〃	但馬	19	〃	飯塚	11	大分	佐伯	29

人事院が近畿郵政局決定覆す

大阪●請求もしないのに「等級外」決定

郵便局外務員の公務災害障害認定について、人事院は、この6月に「障害等級に該当する残存障

害は存在しない」とした近畿郵政局の決定を覆す判定を行った。大阪阿倍野郵便局に勤務し、郵

便外務業務に従事していたMさんは、84年9月に速達郵便物の配達中、バイク転倒事故で負傷し、公務災害として治療を受けていた。打撲などの症状は改善したが、頸部捻挫の症状はなかなか改善することなく、長期間の療養を続けることとなった。しかし、92年7月になって、補償の実施機関である近畿郵政局は、すでに治癒状態(症状固定)にあるとして補償を打ち切った。

ところが、この決定と同時に、障害認定についても「非該当」という決定通知を受けた。症状が存在し、現に通院もしているMさんにとってこの決定は到底承服できるものではなく、翌93年に人事院に対し審査請求を申し立てた。

国家公務員災害補償法に基づき補償給付の認定は、その任命権者が行うことになっており、具体的な各種公務災害の認定調査に、直接の上司が携わるというケースも多い。Mさんのケースも審査申し立てに局側の理解が薄く、申し立てまでに時間を要した。また、審査請求の申し立ては、直接人事院公平局に行くことになるが、その件数は平成4年度分で全国あわせてたった17件にすぎず、そのうち申し立ての理由ありとの結論が出されたのが4件である。

人事院は今年3月に本人と主治医に対して聞き取り調査を実施し、障害等級14級に該当するという判定を行った。これをもって近

畿郵政局は改めて障害補償を実施することになる。

前述のような国家公務員の災害補償システムの中で、権利を行

使できていない事例が多いと考えられる。



(関西労働者安全センター)

船内艤装工に悪性中皮腫多発 広島●呉造船労働者で5人目の認定

アスベストが原因で悪性中皮腫になり亡くなったOさんの遺族が請求していた労災認定に対し、広島県呉労働基準監督署は7月28日、業務上と認定した。

Oさんは、23年間にわたって3つの造船所で貨物船・客船・コンテナ船・タンカー等の船内艤装に従事してきた。木工として主に居住区内のアスベストの切断、貼り付けを行っており、特にタンカーやコンテナ船は船窓が開かない密室での作業で、高濃度のアスベスト粉じんが舞う実態があった。

発症したのは92年5月で、喀痰検査から多数のアスベスト小体が検出された。最終職場である石川島播磨重工業第1工場では、防じん対策は布マスクのみであった。同僚は、「アスベストボードを切断するときなど、メリケン粉をふりまいたような真っ白いアスベスト粉じんが舞い上がる」と話された。しかし、石川島播磨重工側は、前の職場の作業環境は

もっと劣悪であったと、自社の責任を認めていない。

Oさんは悪性中皮腫と診断されてから、国立呉病院に入院。93年9月に休業・療養補償の労災申請を行っていたが、同年12月に亡くなったため遺族補償も追加、広島労働安全衛生センターが遺族に協力して再三呉労基署との

交渉を行い今回の決定となった。

これで呉地区の造船労働者でアスベストが原因で労災認定された人は5名、申請中が2名、そのうち悪性中皮腫は5名にもなる。全員がここ最近4年間に発病し、いずれも短期間で亡くなっている。全員船内艤装に従事していた方々である。

今後アスベスト被災者が増えてくるのは明らかだが、個人で申請すると、今回のように会社が協力しなかったり、労基署でも調査がなかなか進まず放置されているケースが最近目立っている。労基署には、船内艤装の職歴と診断名で迅速な認定への対応が望まれる。



(広島労働安全衛生センター)

職業病製造機械の中国輸出反対 韓国●合意書締結後の源進レーヨン問題

「安全センター情報」94年2月号で韓国の源進レーヨンの二硫化炭素中毒問題について詳しく紹介した。会社の廃業をめくり昨年11月9日に労働者側と会社・政府との間で合意書が締結されて以後の状況についての続報である。

× × ×

現在、源進(ウォンジョン)レーヨンの職業病患者は総数394名にも

なる。源進レーヨンの問題は、去る11月9日、廃業闘争6か月ぶりに李インジェ労働部長官が参席した中、労働部小会議室で労・使・政三者合意のうえ円満に進行したように見えたが、それから半年たった現在、履行されたことは何ひとつない状態だ。職業病患者は増え続け、治療も十分に受けられず、会社廃業以後ずっと失業状態の

まま放り出されている。さらに多くの職業病患者を現在も作り出しており、死亡者数だけでも16名にのぼる。その機械が1959年に日本から韓国に入ってきたように、今中国に輸出されることになり、源進のたたかいはさらに至難な局面を迎えている。

93年11月以後、財団法人源進職業病管理財団設立、労災総合病院設立を通じた職業病患者治療対策の準備、源進レーヨン破産による再就業補償が重要な課題であった。

しかし、合意により150億ウォンをつぎこんで設立された財団法人源進職業病管理財団は、役員5名中4名が源進レーヨン法廷管理銀行であった韓国産業銀行役員夫妻で構成されており、源進労働者側の代表がたった1名しか参加していないことからみても、労働者の参加が完全に排除されている状態だ。このように財団がその役目を果たせずにいるとの指摘に対し、産業銀行側と労働部は互いに責任を回避している。これにより、職業病関連民事賠償と検診費用に公正性を欠き、11.9合意以後、職業病判定を受け35名は民事賠償と検診費用も受けられないでいる。

2番目に、政府は、労災総合病院設立のための予算を確保しておらず、治療を行っていないのが実状だ。今年に入り職業病判定を

受けた労働者が32名も増えて394名にのぼっているにもかかわらず、治療を受けていた高麗大付属病院等の大学病院では治療できない病気だとして他の病院に移ることを強要している。

3番目に、源進レーヨンに通っていた労働者は、源進に勤めていたという理由だけで他の職場への就業の道を閉ざされている。このため、政府と民自党は去る11月24日、党政協議会で政府投資機関での人力採用時には源進労働者を優先して採用するよう積極的に努力するとした。この約束は5月10日、労働部次官、ソウル特別市副市長、都市鉄道公社社長、民自党政策調停室長チョジョン、李ソネ首席部総務、労働委員会チェサンヨン委員らが集まった中、源進再就業問題について話し合っ

れている。技術教育よりすぐに就業できる道が必要だ。

当初の約束を破棄することは、生存権を脅かされることだ。源進労働者は現在、政府が都市鉄道工事に全員再就業させることを要求している。このように職業病患者は増え続け、再就業もままならず、生存権の崖っぷちに追い立てられている状況の中で、驚くべき事件が起こりつつあった。

源進レーヨンの機械設備が中国に輸出されるというのだ。

日本ですでに20年以上使用された機械が1959年に韓国に来て39年使われたので、合わせて60年以上も使用されてきた機械だ。日本でも職業病患者が発生し、韓国では現在進行中の職業病製造機械としての役割をし尽くし、廃棄処分されるはずの古びた機械だ。ナジョン毛紡(南ジェウ社長)が源進レーヨンの法廷管理人である韓国産業銀行公開入札で54億1千万ウォンで一括落札し、源進レーヨンの機械設備一切を中国に移転し、ここで生産されるピスコースレーヨン中50%(5千トン)をナジョン毛紡が輸入し、韓国に供給するという条件で、中国丹東市化学繊維工業公社に売却したのだ。6月21日には、中国技術者100名が源進機械の解体作業のため韓国に来ることになっている。

このような一連の源進レーヨン問題を通じ、韓国の労災政策の現実と労災の実態—いかに職業

全国安全センターが在日中国大使館に申し入れ

日本の東レと韓国の源進レーヨンで60年以上も使用され、大量の二硫化炭素中毒患者を生み出したプラントが今度は中国に輸出されるという、別掲記事のような情勢の急展開を受けて、全国安全センターと、源進労働者の闘いを日本から支援しようとする労働・市民団体でつくられたばかりの韓国ウォンジン労働者を支援する会は連名で、7月29日に在日中国大使館に以下のような申し入れを行った。対応した商務処の担当者は、わたしたちの申し入れに謝意を表し、早速丹東市に連絡をとってくれたが、すでに代金も支払われ移転の日程が進行中ということで、あらためて中央政府にわたしたちの申し入れを伝達したとのこと。

私たちは、労働者のいのちと健康、労災職業病問題に取り組む団体です。昨年10月、全国労働安全衛生センター連絡会議は、韓国の労災職業病問題に取り組む団体と共同セミナーを開催し、韓国における源進(ウォンジン)レーヨン二硫化炭素中毒問題を知りました。そして、その元凶である機械が日本の東レで使用されていたものであることを知り大きな衝撃を受け、共同セミナーを開催した日韓の団体で「源進レーヨン職業病解決を促す共同声明」を採択しました。さらに、日本に帰ってきてからも継続した取り組みをするために、韓国の民主化運動に連帯してきた人たちとともに「韓国ウォンジン労働者を支援する会」を結成し、問題の真の解決に向け取り組んでいます。

源進レーヨンでは、職場の安全衛生対策を怠ったまま操業を続けたため、349名、死者15名(94年3月現在)の職業病患者を生み出しました。ところが会社は、被災労働者救済の責任を放棄して93年7月に突然廃業したのです。さらに驚くべきことに、今度はこの機械を中国の「丹東市化学繊維工業公司」に売り払い、中国で操業が始まろうとしています。すでに労働者が源進に研修に来ているのです。これに対して韓国では、労働団体、保健医療団体、環境団体などが「源進レーヨン殺人機械中国移転反対対策委員会」を結成し、反対運動を行っています。

日本でも二硫化炭素中毒問題は終わっておらず、昨年も事故防止のために新たな行政通達が出されています。韓国でも労組を引き継いだ「源進レーヨン非常対策委員会」の事務所を毎日退職者たちが健康診断受診を求めて訪れ、認定患者は増え続けています。同じようなことが中国でも起きることは十分予想され、私たちは断じて見過ごすわけにはいきません。「源進レーヨン殺人機械中国移転反対対策委員会」とともに、日本、韓国、中国にわたる労災職業病輸出に反対します。

以下のとおり申し入れます。

記

中国政府が、「丹東市化学繊維工業公司」の、源進レーヨンの機械による操業計画について調査し、計画を中断するよう指導すること。

病患者が量産され、労働者が死に
おいやられても、どんなに古びた
機械でも金にさえなるならいか
なる方法もいとわず使用すると
いう資本家の執拗で凄絶なまで
の利益追及の属性とすでに廃棄
物処理された労働者の生存権は
眼中にもない政府と資本の非人
間的行為を目の当たりにしてい

るといって、示唆するところが多
とも多いと思う。

これに対し、源進労働者たちは
分散していた組織を整備し、源進
職業病患者協会と職業病対策と
雇用補償をかちとるための非常
対策委員会を構成し、継続闘争中
である。5月21日には、労働者・
学生2千名が参席した中、宗廟公
園から源進レーヨン非常対策委
員会と全国拘束一手配一解雇労
働者の現状回復闘争委員会の共

同主催で源進レーヨン再就業と
解雇労働者現職復帰完全爭取及
び警察暴力蛮行糾弾決議大会を
終え、明洞聖堂まで平和行進を行
った。6月9日には、源進機械中国
輸出反対闘争委員会を構成し、6
月21日に記者会見と青瓦台、中国
大使館に抗議文書の伝
達を行った。



韓国：労働と健康研究会

「労働と健康」第30号(1994.6.20)

翻訳：平田淳子

アスベスト労働者への脅迫 ブラジル●国際セミナー開催を妨害

ベント・メネグイネは、34歳
で、結婚して3人の子供がいる。
彼は、12年間、ブラジルのキュリ
ティバのアスベスト・セメント
工場で働いてきた。1990年から組
合のリーダーとなったが、アスベ
スト禁止を議論するブラジルで
最初のセミナーの前日、17人の組
合の仲間とともに解雇され、その
後で、強制的に拘留された。これ
は、メネグイネの証言である。

「1990年、私たちは、2つの会社
で、アスベスト労働者のための地
域組合を作ろうと決めました。
Eternitの300人と、Isdralitの
1,200人の従業員です。

組合の設立と同時に、弾圧が始

まりました。18人の組合のリーダ
ーが解雇され、彼らのうちキュリ
ティバで仕事を見つけることが
できた者は一人もいません。公式
に組合と認知されなかったので、
私たちには、何の資金的援助もあ
りませんでした。

組合は、いくつかの条件改善を
かちとり、やがて、1994年2月、
法的に認知されました。ちょうど
その頃、Forca Sindical(アスベ
スト労働者の労働組合が加盟し
ている組合機構)が、アスベスト
国際セミナー「管理して使用か、
完全禁止か？」の開催を決定しま
した。

●誘拐

2月28日、私は、Isdralitの工

場の門前でリーフレットを配っ
ていました。夕方になって、帰路
の途中、ウィンドウが黒い車に跡
をつけられているのに気がしま
した。その車はサーチ・ライトを
付けて私を超越し、私に止まるよ
うシグナルを送ってきました。私
は、警察の車だろうと思ったの
で、停車しました。ところが、そ
の車には登録ナンバーが付いて
いませんでした。私は悪い予感が
して、逃げ出そうかと思いまし
た。しかし、2人の男が、1人はリ
ボルバーを、もう1人はナイフを
手にして車から降りてきて、私の
車のウィンドウを叩き割って、私
を車から引きずり出したのです。

彼らは、私に目隠しをして彼ら
の車の中に連れ込みました。1時
間くらい走ってから、彼らは別の
車に乗り換えました。私は、不透
明なプラスチックで被われた、木
の枝で薄暗くなった家畜小屋に
連れ込まれました。私の手足は縛
られ、ひもが食い込んでしまし
た。私は、ずっと、なぜ私を連れ
去るのか尋ね続けました。彼ら
は、私が知らなければ知らないだ
け、私と私の家族にとってはいい
ことなのだと言いました。彼ら
は、私の家族も同じように彼らの
監視下にあると言いました。そう
言われると、私はとても不安にな
りました。心理的に、それは耐え
られないことだったのです。これ
は4日間にわたって続きました。

●家族への脅威

ある晩、真夜中になると彼らは私を連れ出して車に乗せ、しばらく走ってから止まりました。彼らは私にこう言いました。「よく聞け。今から、お前の家族と同僚の命は、お前が何を口にするか、どう振る舞うかにかかっているからな」。彼らは私の目隠しを外して車のドアをあけました。私は、彼らが私を撃つのではないかと思い、草叢の中に走り込みました。しかし、彼らはいなくなりました。彼らは、私を裸足のまま置き去りにしました。金も取られていたし、服は破けていました。私は、道を見つけてガソリンスタンドまで歩き、そこで地方警察に電話しました。彼らは私を地方警察署に連れていった後、キュリティバまで運んでくれました。私は家族や友人と再び会うことができたのです。誰もが、私は死んでしまったものと思っていました。

●不気味なメッセージ

私は、アスベスト・セメント工場の仕事だと確信していました。なぜなら、組合の設立以来、私たちには、匿名の脅迫の手紙や電話が続いていたからです。その内容は、「組合はやりすぎだ。いつかそれを思い知るだろう」というものでした。

最後の事件は、私が戻った後の1994年3月27日、アスベストセミナーの前日に起こりました。組合の議長が、路上で4人の暴漢に襲われました。日曜日のことで、キ

ュリティバのまん真ん中でした。彼にむかって、彼らは、「お前らが思い知るよう、お前らのうち誰かを殺さなければならぬようだな」と言いました。彼らは、彼にサン・パウロのセミナーに行くつもりかどうか尋ねました。彼は、自分が行かないが、他の人は行かだろうと答えました。彼らは、彼を殴り始め、もし警察に行けば、彼と彼の家族は後悔することになるだろうと言いました。

他の仲間と一緒に、彼にこのことを警察に報告するよう主張しました。しかし、今日まで、警察

ドライバーのための車体改善
ドイツ●運輸労働組合が要求

トラックを設計する際は、ドライバーの要望が重視されるべきである。ITF加盟のドイツ運輸組合の報告「トラックのデザインとレイアウト」は、路上で長時間を過ごすドライバーにとって車は家であり、もっと使用者にやさしい車が必要だと述べている。

公式の数値によると、44%のトラック運転者が骨格系の問題を抱えている。調整可能なドライバー・シートや、正しい座り方、また、滑らず掃除しやすく通気性がよい材質のシートがあれば、ドライバーが直面している問題のい

は、なんら真剣に受け止めていません。

私たちは、私たちのすることをしていますが、とても恐れています。私たちは、後に戻ることはできません。労働者たちは、組合の仕事に信頼しています。それは私たちの力になります。どうなるかわからないと恐れる代わりに、私たちは実行しなければならぬのです。



WHIN(Workers' Health International Newsletter), No.40, Summer 1994

くつかは解決されるだろう。組合の調査の一部として、北部ラインのウェストファリアで、組合は、ドライバーに望ましい改善を尋ねたところ、126人中36人が車のサイズと高さが不満であるとし、33人が全ての車にエアコンを付けるべきであると答えた。その他のドライバーは、積載面積の狭さ、断熱、サスペンションがしっかりしていないことを指摘した。その他には、騒音の問題、乗車しにくさ、ミラーの設置場所、ライトのいい加減さ等を回答した。



全国労働安全衛生センター連絡会議

108 東京都港区三田3-1-3 M・Kビル3階
TEL (03)5232-0182/FAX (03)5232-0183

- 北海道●社団法人 北海道労働災害・職業病研究対策センター
004 札幌市豊平区北野1条1丁目6-30 医療生協内 TEL (011)883-0330/FAX (011)883-7261
- 東京●東京東部労災職業病センター
136 江東区亀戸1-33-7 TEL (03)3683-9765/FAX (03)3683-9766
- 東京●三多摩労災職業病センター
185 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL (0423)24-1024/FAX (0423)24-1024
- 東京●三多摩労災職業病研究会
185 国分寺市本町3-6-6 三多摩医療生協会館内 TEL (0423)24-1922/FAX (0423)25-2663
- 神奈川●社団法人 神奈川労災職業病センター
230 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505 TEL (045)573-4289/FAX (045)575-1948
- 新潟●財団法人 新潟県安全衛生センター
951 新潟県古町通4番町643 古町ツインタワーハイツ2F TEL (025)228-2127/FAX (025)222-0914
- 静岡●清水地区労センター
424 清水市小芝町2-8 TEL (0543)66-6888/FAX (0543)66-6889
- 京都●労災福祉センター
601 京都市南区西九条島町3 TEL (075)691-9981/FAX (075)672-6467
- 京都●京都労働安全衛生連絡会議
601 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階 TEL (075)691-6191/FAX (075)691-6145
- 大阪●関西労働者安全センター
540 大阪市中央区森ノ宮中央1-10-16, 601 TEL (06)943-1527/FAX (06)943-1528
- 兵庫●尼崎労働者安全衛生センター
660 尼崎市長洲本通1-16-7 阪神医療生協気付 TEL (06)488-3855/FAX (06)488-2762
- 兵庫●関西労災職業病研究会
660 尼崎市長洲本通1-16-7 医療生協長洲支部 TEL (06)488-3855/FAX (06)488-2762
- 広島●広島県労働安全衛生センター
732 広島市南区稲荷町5-4 前田ビル TEL (082)264-4110/FAX (082)264-4110
- 鳥取●鳥取県労働安全衛生センター
680 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL (0857)22-6110/FAX (0857)37-0090
- 愛媛●愛媛労働災害職業病対策会議
792 新居浜市新田町1-9-9 TEL (0897)34-0209/FAX (0897)37-1467
- 高知●財団法人 高知県労働安全衛生センター
780 高知市薮野イワ井田1275-1 TEL (0888)45-3953/FAX (0888)45-3928
- 熊本●熊本県労働安全衛生センター
861-21 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レクタウンクリニック内 TEL (096)360-1991/FAX (096)368-6177
- 大分●社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
870 大分市寿町1-3 労働福祉会館内 TEL (0975)37-7991/FAX (0975)34-8671
- 宮崎●旧松尾鉱山被害者の会
883 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL (0982)53-9400/FAX (0982)53-3404
- 自治体●自治体労働安全衛生研究会
102 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL (03)3239-9470/FAX (03)3264-1432
- (オブザーバー)
- 福島●福島県労働安全衛生センター
960 福島市船場町1-5 TEL (0245)23-3586/FAX (0245)23-3587
- 山口●山口県安全センター
753 山口中央郵便局私書箱18号